

2 管理執行通知等

(1) 参議院議員通常選挙における候補者等及び後援団体の政治活動用文書図画の掲示の規制について(通知)

第201800281191号
平成31年1月18日

立候補予定者及び関係政治団 くて

鳥取県選挙管理委員会委員長

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。)及び後援団体の政治活動のために使用される文書図画の掲示については、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第143条第16項から第19項の規定により規制が設けられておりますが、参議院議員通常選挙にあっては、同条第19項の規定により、任期満了の日の6月前の日から当該通常選挙の期日までの間、規制が強化されます。

今回任期満了となる現任の参議院議員の任期満了の日は平成31年7月28日であります。したがって、その「任期満了の日の6月前の日」に当たる日は平成31年1月28日であり、同日から当該通常選挙の期日まで政治活動用文書図画の掲示について下記のとおり規制されますので、御留意ください。

記

- 平成31年7月28日に任期の満了する参議院議員通常選挙に立候補しようとする公職の候補者等の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画を当該選挙区内に掲示する行為は、法第143条第1項に規定する禁止行為に該当するものとみなされること。
- 公職の候補者等の後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画を掲示する行為についても、上記1と同様であること。
- 次の文書図画を掲示する行為は、法第143条第1項に規定する禁止行為に該当しないものであること。
(1) 立札及び看板の類については、次に掲げる総数の範囲内で、かつ、公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて2を限り掲示されるもの(縦150cm、横40cm以内で、参議院鳥取県及び島根県合同選挙区選挙管理委員会(比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が交付する証票を貼り付けたものに限る。))。

選挙の種類	立札及び看板の総数	
	公職の候補者等	後援団体
参議院比例代表選出議員の選挙	100(12)	150(18)
参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員の選挙	24	36

※「参議院比例代表選出議員の選挙」欄の()内は、鳥取県の区域内に掲示できる数

- 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会の会場で当該演説会等の開催中使用されるもの。
- 法第14章の3(政党その他の政治団体等の選挙における政治活動)の規定により、選挙運動期間中に使用することができるもの。

(2) 参議院議員通常選挙における公職の候補者等及び後援団体に関する寄附の規制等について(通知)

第201800362671号
平成31年4月15日

政党の支部代表者、関係後援団体代表者 くて

鳥取県選挙管理委員会委員長

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第199条の2第1項及び第199条の5第4項の規定により、参議院議員通常選挙にあっては、参議院議員の任期満了の日前90日に当たる日から当該通常選挙の期日までの間は、寄附等の禁止が強化されます。

ついては、任期満了となる現任の参議院議員の任期満了日は平成31年7月28日でありますので、その「任期満了の日前90日に当たる日」は同年4月29日となり、同日から通常選挙の期日までの間は、公職の候補者等及び後援団体に関する寄附等に係る規制が下記のとおり強化されますので、御留意ください。

記

- 今回任期の満了する参議院議員通常選挙に立候補しようとする者(現在、参議院議員の職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。)は、自己に係る後援団体に対し、寄附をしてはならないこと。ただし、資金管理団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による届出がされた政治団体をいう。)に対する寄附は除かれること。
なお、公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために、その選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする寄附についても禁止されるので留意すること。
- 公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又はこれらの者を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの(以下「後援団体」という。)は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、その団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をしてはならないこと。
- 何人も、後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う行事において、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならないこと。

(3)在外投票に係る物品等の配布について(通知)

第201900037034号
令和元年5月15日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

第25回参議院議員通常選挙に係る在外投票用紙等については、郵便等による在外投票の投票用紙等の請求があった在外選挙人に対して、参議院議員の任期満了の前日60日に当たる日、つまり令和元年5月29日(水)より交付することとなっております。

在外投票については、国が郵便等投票に用いる投票用紙等の必要物品を作成し、県選挙管理委員会を通して各市町村選挙管理委員会に配布されることとなっております。

本県においては、別紙1のとおり配布する予定ですので、投票用紙等の保管に御留意いただくとともに、受領の上は、別紙2に必要な事項を記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

また、在外選挙人名簿登録者がゼロの団体においても、新たに在外選挙人名簿への登録があるなど投票用紙等の交付が必要となる場合があるので、投票用紙等の交付手続の準備について御留意願います。

記

- 1 配布物品の種類及び数量
別紙1「在外投票物品配布一覧表」のとおり
- 2 配布方法等
令和元年5月28日(火)開催の投・開票オンラインシステム市町村説明会において配布するので、当日は、別紙2を持参すること。
なお、この日より前に配布を希望する市町村にあっては、当委員会事務局に連絡すること。
- 3 その他
このたび配布する投票用紙は、郵便等による在外投票のみに使用されることとなりますので御注意ください。

別紙1 在外投票物品配布一覧表

市 町 村	名簿登録者数	一般投票用紙		封筒類(郵便投票用)				郵便等投票の仕方		
		選挙区	比例代表	内 封 筒		外 封 筒			投票用紙等交付用封筒	投票用紙送付用封筒
				選挙区	比例区	選挙区	比例区			
鳥 取 市	89	25	25	25	25	25	25	25	25	25
米 子 市	57	25	25	25	25	25	25	25	25	25
倉 吉 市	22	10	10	10	10	10	10	10	10	10
境 港 市	8	5	5	5	5	5	5	5	5	5
岩 美 町	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5
若 桜 町	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5
智 頭 町	8	5	5	5	5	5	5	5	5	5
八 頭 町	12	5	5	5	5	5	5	5	5	5
三 朝 町	7	5	5	5	5	5	5	5	5	5
湯 梨 浜 町	13	5	5	5	5	5	5	5	5	5
琴 浦 町	21	10	10	10	10	10	10	10	10	10
北 栄 町	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5
日 吉 津 村	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5
大 山 町	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
南 部 町	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5
伯 耆 町	8	5	5	5	5	5	5	5	5	5
日 南 町	7	5	5	5	5	5	5	5	5	5
日 野 町	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5
江 府 町	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5
合 計	275	145	145	145	145	145	145	145	145	145
総務省配布数		150	150	150	150	150	150	150	150	150
県保留分		5	5	5	5	5	5	5	5	5

別紙2 略

(4)第25回参議院議員通常選挙における便宜供与について(依頼)

第201900032205号
第201900032206号
令和元年5月8日

各市町村長、各市町村教育委員会教育長、中国財務局鳥取財務事務所長、近畿中国森林管理局鳥取森林管理署長、中国地方整備局鳥取河川国道事務所長、中国地方整備局倉吉河川国道事務所長、西日本旅客鉄道株式会社米子支社長、智頭急行株式会社代表取締役社長、若桜鉄道株式会社代表取締役社長、西日本電信電話株式会社鳥取支店長、中国電力株式会社鳥取支社長、日本郵便株式会社鳥取中央郵便局長、鳥取県各部(局)長、鳥取県各総合事務所長、鳥取県

企業局長、鳥取県病院局長、鳥取県教育委員会教育長、鳥取県警察本部長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長
鳥取県選挙管理委員会事務局長

各種選挙の執行に当たりましては、貴管下の施設等の利用について、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、任期満了に伴う第25回参议院議員通常選挙の執行が近く予定されているところであります。

ついては、この選挙の執行に当たりまして、下記事項について、市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）及び候補者から貴管下の施設等の利用について依頼があった場合には、業務、授業等の諸行事に支障のない限り、格別の御協力と御配慮をお願いします。

なお、貴管下の関係各機関（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を含む。）に対しても、この旨ご指導をいただきますようお願いいたします。

記

1 投票所及び開票所

投票所及び開票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第39条及び第63条の規定により、市役所、町村役場又は市町村委員会が指定した場所に設けることとされていますが、従来、市町村委員会では、有権者の便宜のために貴管下の施設を利用することが多く、今回の選挙においても、これらの施設を利用して投票所及び開票所とする市町村が多いものと思われます。

ついては、市町村委員会から貴管下の施設を投票所及び開票所として使用したい旨の依頼があった場合は、投票日当日における各種行事の開催等について調整していただく等の御配慮をいただき、投票及び開票事務に支障を来たすことがないようにお願いします。

2 ポスター掲示場

市町村委員会は、参议院議員通常選挙のうち、鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）について、法第144条の2の規定により、公衆の見やすい場所にポスター掲示場を設置しなければならないこととされておりますが、その設置場所の確保については、従来から苦慮しているところであります。

ついては、市町村委員会から貴管下の施設等にこのポスター掲示場を設置したい旨の依頼があった場合は、法第144条の5（ポスター掲示場の設置についての協力）の趣旨をご理解いただき、設置場所の提供について、格別の御配慮をお願いします。

3 公営施設使用の個人演説会

選挙区選挙の候補者及び参议院名簿登載者（優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及び当選人となるべき順位が記載されている者を除く。）は、自己の政見を広く有権者に周知させるため、法第161条の規定により、学校、公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をいう。）及び地方公共団体が管理する公会堂並びにこれら以外の施設で市町村委員会が指定した施設（以下「公営施設」という。）を使用して個人演説会を開催することができることとされております。

ついては、候補者から市町村委員会を通じて、貴管下の公営施設を使用する個人演説会の開催申出があった場合は、この個人演説会が開催できるよう御配慮をお願いします。

なお、公営施設使用の個人演説会については、法第163条の規定により、開催の申出を公示日以後において開催予定日の2日前までに行わなければならないこととされていることから、開催することができる期間が公示日の翌々日から選挙期日の前日までとなりますのでご注意ください。

おって、公営施設の管理者が、自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者であるときは、市町村委員会と調整の上、当該指定管理者に対し、個人演説会開催に係る手続の周知等を行っていただきますようお願いいたします。

4 特定の建物及び施設における演説等の禁止

個人演説会は上記3の公営施設以外の施設を使用して開催することもできますが、法第166条の規定により、上記3の公営施設を除き、国、地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）や、病院、診療所その他の療養施設など特定の建物・施設において、選挙運動のための演説及び連呼行為を行うことは禁止されていますのでご注意ください。

また、これらの建物等のほか、汽車、電車、バス、船舶及び停車場その他鉄道地内においても、これらの行為は禁止されていますので、これについてもご注意ください。

(5)ポスター掲示場減数協議書の提出について(通知)

第201900016780号
平成31年4月18日

各市町村選挙管理委員会事務局長 あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長

近く執行予定の第25回参议院議員通常選挙におけるポスター掲示場（参议院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙に係るもの）の総数を減じる場合は、県選挙管理委員会と協議を行うこととされています。

については、ポスター掲示場の減数を行おうとする市町村は、減数協議書を下記の要領により提出してください。
 なお、減数を行わない市町村については、その旨及び算定した法定設置数を報告していただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出期限 令和元年5月21日(火)
- 2 ポスター掲示場減数協議書(別紙1参照)
 鳥取県選挙運動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号)第11条の2の規定により、別記第5号様式の2に基づいて作成することとし、ポスター掲示場減数協議書とポスター掲示場設置計画表とは別葉とすること。
 なお、この場合の法定設置数の算定に用いる選挙人名簿登録者数は、平成31年3月1日現在の登録者総数によること。
- 3 ポスター掲示場の体裁等(別紙2参照)
 ポスター掲示場の区画数については「6」とされる予定であり、その体裁は、別紙2に準じることとされる予定であるので、設置場所を決定するに当たっては、設置予定場所をあらかじめ実地に調査し、設置することが実際に可能かどうかその状況を的確に把握しておくこと。

(別紙1)

ポスター掲示場減数協議書

近く執行予定の第25回参議院議員通常選挙において、公職選挙法第144条の2第1項の規定により設置するポスター掲示場の総数を、同条第2項ただし書の規定により、次のとおり減じたいので、関係書類を添えて協議します。

年 月 日

(市町村) 選挙管理委員会委員長 印

鳥取県選挙管理委員会委員長 様

記

- 1 ポスター掲示場の法定総数 箇所
 - 2 ポスター掲示場を減じようとする数 箇所
 - 3 設置するポスター掲示場の総数 箇所
- 添付書類(上記協議書とは別葉とすること。)

ポスター掲示場設置計画表

投票区名	選挙人名簿登録者数	投票区の面積	法定の設置数(A)	設置計画の数(B)	増減△((B)-(A))	世帯数	集落数	ポスター掲示場の総数を減じようとする理由
計								

備考

- 1 「選挙人名簿登録者数」は、平成31年3月1日現在の登録者総数によること。
- 2 「世帯数」は、平成31年3月31日現在の住民基本台帳人口によること。
- 3 住宅地、耕地、山林、池沼の区別が表示された地図に、投票区の区域及びポスター掲示場を設置する予定の場所を表示したものを添付すること。

(別紙2) ポスター掲示場の体裁 略

(6)第25回参議院議員通常選挙における各種報告等について(通知)

第201900034055号
 令和元年5月14日

各市町村選挙管理委員会事務局長 あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長

近く執行予定の第25回参議院議員通常選挙における各種の報告等については、下記によることとしますので、報告等に当たっては遺漏のないようにお願いします。

なお、本通知は、公示日を7月4日(木)、選挙期日を7月21日(日)と想定して作成したものであり、選挙期日等が他の日にずれた場合には、その日数に応じて事務日程等を読み替えて事務処理に当たっていただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象となる報告等は、別途通知するものを除き別紙一覧表のとおりであること。
- 2 報告等に当たっては、それぞれの期限を厳守すること。
- 3 報告等により、その方法が異なるので注意すること。

別紙一覧表 参議院議員通常選挙における各種報告等一覧表

報告事項等	報告等期限	報告等の方法	提出部数	報告等様式	備考

ポスター掲示場減 数協議	別途通知 5月21日	文 書	別途通知するところによること。		
ポスター掲示場設 置場所一覧表及び 図面	別途通知 6月4日	文 書	別途通知するところによること。		
個人演説会等施設 指定	6月4日	文 書	1部	様式第1号	追加指定等がある場合のみであること。 期限より早めに報告すること。
選挙人名簿登録者 数	7月3日	ファクシミリ 又は 電子メール	—	様式第2号	正午まで ファクシミリ →0857-26-8129 電子メール → senkan@pref.tottori.lg.jp
在外選挙人名簿登 録者数(速報)	7月3日	電子メール	—	様式第2号の 2	報告後の異動は、15時00分までに電話 で一報した後、ファクシミリで行うこと(電 子メール不可)
投票所開閉時刻繰 上げ・繰下げの届 出	7月4日	文 書	1部	様式第3号	恒常承認・届出済のものも含め繰上げ・繰 り下げを行うもの全てについて届出するこ と。
選挙当日有権者数 及び選挙当日在外 有権者数(速報)	7月20日	ファクシミリ 又は電子 メール	—	様式第4号 様式第4号の 2	正午まで 報告後の異動は、15時00分までに電話 で一報した後、ファクシミリで行うこと(電 子メール不可)
速報投票区投票速 報	7月21日	電 話	それぞれ別途通知するところによること。		
投開票速報	7月21日	ワライン等			
開票録	7月22日	持 参			
期日前投票の中間 状況	別途通知	ファクシミリ			
年齢別投票者数	別途通知	電子メール			
時間別投票者数(投 票所、期日前投票 所)	別途通知	電子メール			
確定報告書	別途通知	電子メール			
18歳19歳の選 挙人の数等 (全数調査)	別途通知	電子メール			

(7)参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における公営の単価一覧表

種 類	限 度 額	備 考	
自動車(自動車は 2台まで使用できる。そ れぞれの限度額は1台使 用する場合の額であり、 2台使用する場合は2 台目も同様)	一般運送 契約業者	1日あたり：64,500円/台 (期間中@64,500円×17日=1,096,500円)	・一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(自 動車、燃料及び運転手込みの契約)による場合 ・上記一般運送契約以外の自動車借入れ契約の場合
	自動車 借 入 れ	1日あたり：15,800円/台 (期間中@15,800円×17日=268,600円)	
	燃 料	期間中：128,520円/台 (@7,560円×17日=128,520円)	・選挙運動用自動車の運転業務に従事した日に限 る。
	運 転 手	1日あたり：12,500円/台 (期間中@12,500円×17日=212,500円)	
ポスター	※限度枚数(12,300枚)作成する場合 1枚あたり：119円 総額：1,463,700円 (119円×12,300枚)	①単価 573,030円+27円50銭(6,150円-500円) 6,150 =118円44銭≒119円(1円未満の端数は1円とする。) ②限度枚数：12,300枚 ※ポスター掲示場数の2倍(6,150円×2=12,300枚) (掲示場数：鳥取県2,426箇所 島根県3,724箇所) ※選挙運動用ポスターと個人演説会告知用ポスタ ーを別々に作成したときは、これらの合計枚数が 限度枚数以内である必要あり。	
50,000枚 以下の場合	1枚あたり：7円51銭		

ピラ	50,000枚を超える場合	※限度枚数(145,000枚)作成する場合 1枚あたり：5円88銭 総額：852,600円 (5円88銭×145,000枚)	①単価 $\frac{375,500円 + 5円02銭 \times (145,000枚 - 50,000枚)}{145,000枚}$ = 5.879円 ≒ 5円88銭(1銭未満の端数は1銭とする。) ②限度枚数：145,000枚(2種類以内) ※選挙区内の衆議院選挙区の数が1を超える場合には、その1を増すごとに15,000枚を100,000に加える。
通常葉書	35,000枚以下の場合	1枚あたり：7円71銭	
	35,000枚を超える場合	※限度枚数(42,500枚)作成する場合 1枚あたり：7円53銭 総額：320,025円 (7円53銭×42,500枚)	①単価 $\frac{269,850円 + 6円66銭 \times (42,500枚 - 35,000枚)}{42,500枚}$ = 7.525円 ≒ 7円53銭(1銭未満の端数は1銭とする。) ②限度枚数：42,500枚 ※選挙区内の衆議院選挙区の数が1を超える場合には、その1を増すごとに2,500枚を35,000に加える。
選挙事務所用 立札・看板の類	1枚あたり：54,914円 総額：329,484円(54,914円×6枚)		立札・看板の類の数は「6」が限度
自動車取付用 立札・看板の類	1枚あたり：51,992円 総額：415,936円(51,992円×8枚)		立札・看板の類の数は「8」が限度
個人演説会場用 立札・看板の類	1枚あたり：39,725円 総額：397,250円(39,725円×10枚)		立札・看板の類の数は「10」が限度
政見放送用録音・録画	・録音等 (1)録音 一種類につき226,000円 (2)録画 一種類につき2,873,000円 ・複製 (1)録音 複製一本につき2,000円 (2)録画 複製一本につき34,000円		持ち込みビデオ方式の場合

(注1) 供託物を没収された場合は、公営の対象とならない。

(注2) 備考欄に示す限度は公営の対象となる数であり、使用できる数と一致しないものもある。

(注3) 金額は税込の額。

(8) 第25回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の整理(想定)について(通知)

第201900012109号
令和元年5月10日

各市町村選挙管理委員会事務局長 あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長

第25回参議院議員通常選挙における選挙時登録の際の選挙人名簿の整理(想定)は、別紙のとおりとなりますのでお知らせします。

なお、これは令和元年7月4日(木)を公示日、同年7月21日(日)を選挙期日と想定して整理したものです。選挙期日、閲覧期間等がこれと異なる場合も考えられますので、ご注意ください。

第25回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の整理(想定)

(想定) 公示日：令和元(2019)年7月4日

選挙期日：令和元(2019)年7月21日

1 選挙人名簿登録基準日	
(1) 登録基準日	令和元(2019)年7月3日(水)(ただし、年齢については、7月21日とする。)
(2) 登録日	令和元(2019)年7月3日(水)(登録基準日と同日であること。)
(3) 閲覧期間	令和元(2019)年7月4日(木)(公示日のみの1日間であること。)
2 選挙時登録	
(1) 年齢要件	平成13(2001)年7月22日以前に出生した者で、 ↓
(2) 住所要件	平成31(2019)年4月3日以前に転入届をした者を、 ↓
(3) 登録	令和元(2019)年7月3日(水)に登録する。
3 選挙時登録(表示登録制度によるもの)	
(1) 年齢要件	平成13(2001)年7月22日以前に出生した者で、 ↓
(2) 住所要件	住民票が作成された日から引き続き3箇月以上住民基本台帳に登録されていた者であつ

(3) 登録	て、平成31(2019)年3月3日以後に転出した者を、 ↓ 令和元(2019)年7月3日(水)に公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨を表示して登録する。																					
4 随時抹消																						
(1) 登録基準日 まで	令和元(2019)年7月3日(水)までに、 平成31(2019)年3月2日以前に転出した者を抹消すること。																					
(2) 選挙期日 まで	令和元(2019)年7月21日(日)までに、 平成31(2019)年3月20日以前に転出した者を抹消すること。																					
5 令和元(2019)年7月21日(日)の選挙人名簿の状態																						
平成13(2001)年7月22日以前に出生した者で、 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">平成31(2019)年4月3日以前に転入届をした者は、登録されており、</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">平成31(2019)年4月4日以後に転入届をした者は、登録されていない。</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">平成31(2019)年3月20日以前に転出した者は、抹消されており、</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">平成31(2019)年3月21日以後に転出した者は、「転出」の表示又は「公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨」の表示をして登録されている。</td> </tr> </table>		平成31(2019)年4月3日以前に転入届をした者は、登録されており、	}	平成31(2019)年4月4日以後に転入届をした者は、登録されていない。	平成31(2019)年3月20日以前に転出した者は、抹消されており、	}	平成31(2019)年3月21日以後に転出した者は、「転出」の表示又は「公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨」の表示をして登録されている。															
平成31(2019)年4月3日以前に転入届をした者は、登録されており、	}																					
平成31(2019)年4月4日以後に転入届をした者は、登録されていない。																						
平成31(2019)年3月20日以前に転出した者は、抹消されており、	}																					
平成31(2019)年3月21日以後に転出した者は、「転出」の表示又は「公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨」の表示をして登録されている。																						
6 二重登録																						
次の期間に、旧住所地から転出し、新住所地に転入届をした者は、二重登録の可能性がある。したがって、これらの者については、新・旧住所地間において連絡をとり、 <u>新住所地で登録された者は、旧住所地では投票できない</u> ことを関係者に周知させておくこと。 ※○印は選挙人名簿に登録されている状態を示す。																						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">異 動 月 日</th> <th style="text-align: center;">3/20</th> <th style="text-align: center;">3/21</th> <th style="text-align: center;">3/22</th> <th style="text-align: center;">4/2</th> <th style="text-align: center;">4/3</th> <th style="text-align: center;">4/4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">転入届(新住所地)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">転 出(旧住所地)</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>		異 動 月 日	3/20	3/21	3/22	4/2	4/3	4/4	転入届(新住所地)	○	○	○	○	○	×	転 出(旧住所地)	×	○	○	○	○	○
異 動 月 日	3/20	3/21	3/22	4/2	4/3	4/4																
転入届(新住所地)	○	○	○	○	○	×																
転 出(旧住所地)	×	○	○	○	○	○																
【注意】 期日前投票においては、3月5日以後、3月20日以前に転出した者についても、二重登録の可能性があるので特に留意すること。																						

(9)第25回参议院議員通常選挙の管理執行について(通知)

第201900039405号
令和元年6月4日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

第25回参议院議員通常選挙(以下「参议院選挙」という。)の管理執行に万全を期するため、市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)におかれては、下記事項に留意されるとともに、市町村長等関係機関とも十分協議の上、選挙事務体制の確立を図り、周到な計画のもとに事務処理に当たられるようお願いいたします。

なお、本通知は7月4日(木)を公示日、7月21日(日)を選挙期日として想定したものであり、公示日等が想定と異なった場合は、日程を適宜読み替えてください。

記

第1 一般的事項

- 1 今回の参议院選挙の執行に当たっては、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「政令」という。)、公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。)、在外選挙執行規則(平成11年自治省令第2号。以下「在則」という。)、公職選挙法による選挙事務規程(昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「選規」という。)、鳥取県選挙運動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「運規」という。)等に留意すること。
- 2 今回の参议院選挙では、比例代表選出議員選挙への特定枠制度の導入、投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和の見直しなどの制度改正が適用されることから、その事務に遺漏のないよう万全を期すこと。
- 3 投票所、開票所等における選挙の名称の表示に当たっては、次によること。
「参议院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙」
「参议院比例代表選出議員選挙」
- 4 市町村委員会の書記その他の選挙事務に従事する職員(以下「選挙事務従事者」という。)に対する指揮監督を厳正にし、これらの者に対し適宜説明会等を開催して、法令に基づく正確な事務処理をさせ、いやしくも法令に違反したり、選挙人に疑念を抱かせることのないよう最善の努力を払われたいこと。
- 5 選挙事務の執行に際して不測の事態が生じた場合、選挙事務従事者は市町村委員会に、市町村委員会は県の選挙管理委員会(以下「県委員会」という。)に速やかに連絡してその指示を受け、事故を拡大させることのないよう関係者に周知徹底を図ること。
- 6 選挙事務従事者に対しては、その職が常勤又は非常勤にかかわらず身分上の地位と職務権限とを明確にできるよう措置しておくこと。

第2 選挙人名簿及び在外選挙人名簿

1 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の整備

- (1) 選挙時における選挙人名簿の登録事務は、短期間に処理する必要があるため、被登録資格を有する者の常時調査及び整理並びに年齢満17年に達している者の調査及び整理については、なお一層配慮し、脱漏、誤載等

- が生じないよう十分留意すること。
- (2) 選挙人名簿の登録に当たっては、被登録資格について適切に調査する等遺漏のないようにすること。当該対象者については、旧住所地の市区町村から転出後3か月を経過し、4か月を経過していない場合には、新住所地において3か月以上居住することにより、旧住所地及び新住所地の選挙人名簿の両方に登録されることになるが、旧住所地及び新住所地の市区町村間におけるそれぞれの選挙人名簿への登録の有無を十分確認するよう努めること。
 - (3) 選挙時登録後の選挙人名簿についても、選挙期日の前日までに死亡した者及び誤載者等の抹消並びに住所移転者等の表示を行い、その整備に努めること。特に住所移転者については、選挙期日の前日までに住所移転後4か月が経過する者を他の住所移転者と区別しておき、4か月が経過した者については、漏れなく抹消すること。
 - (4) 在外選挙人名簿の登録は、随時、市町村委員会において行われているところであるが、在外選挙人に選挙権行使の機会を与えるため、市町村委員会を適宜開き、在外選挙人名簿への速やかな登録に努めるようにすること。
- なお、公示日から選挙期日の間は、在外選挙人名簿に新たな登録（在外選挙人名簿への登録の移転を含む）は行わないこと。

2 選挙時登録等

- (1) 選挙時登録の基準日等は、次のとおり決定される予定であること。
 - ・登録基準日：7月3日（水）（公示日の前日）
（ただし、年齢については、選挙期日（7月21日（日））現在）
 - ・登録日：7月3日（水）（公示日の前日）この場合において、公示日から選挙期日までの間に満18年に達する者については、登録日に登録することとなるが、その者に係る住所要件は登録基準日を基準とするものであること。
したがって、これにより登録された者は、満18年に達するまでは期日前投票を行うことはできないが、不在者投票を行うことはできるものであること。
- (2) 住所要件の認定に当たっては、「選挙人名簿の登録・抹消に係る被登録資格の確認等の取扱いについて」（平成30年3月28日付総行選第20号、総行住第46号）の趣旨を踏まえ、住民基本台帳部局と十分に連携し、選挙人名簿と住民基本台帳との整合等を図ることにより、選挙人がいずれの選挙人名簿にも登録されないことがないように留意すること。特に、学生等で住所の認定について疑義が生じた場合は、必ず実情を調査の上、実態に合った登録を行うこと。
- (3) 閲覧の申出期間は、次のとおり決定される予定であること。
 - ・選挙人名簿：7月4日（木）（公示日の1日間）
 - ・在外選挙人名簿：7月4日（木）（公示日の1日間）
- (4) 選挙人名簿の抄本の閲覧に関しては、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の閲覧に関する厳格な取扱いについて（通知）」（平成29年9月29日付総行選第113号）を踏まえ、厳格な運用を行うこと。

3 登録の移替え

市町村委員会が、当該市町村の区域内の他の投票区に住所を移転した者に係る登録の移替えをしない（選挙の期日後に延期する）ことができる期間は、政令第17条の規定により、任期満了前60日（5月29日（水））から選挙期日までであること。

この場合、期間の設定に当たっては、管理執行上の要請と選挙人の便宜等とを比較衡量して定めるとともに、その期間を定めるときは、その旨を告示その他の方法によって選挙人に周知するよう措置すること。

4 補正登録

選挙時登録後、補正登録が必要な場合に備えて、事前に市町村長側と連絡を取り、住民基本台帳との照合等のための事務処理体制を整えておくこと。

5 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数並びに選挙当日有権者数の報告

選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数並びに選挙当日有権者数の報告については、令和元年5月14日付第201900034055号「第25回参議院議員通常選挙における各種報告等について（通知）」（以下「各種報告等」という。）で通知したところにより報告すること。

第3 投票

1 投票方法

第25回参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）の投票用紙には「候補者の氏名」を、第25回参議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という）投票用紙には「参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」を記載しなければならないので、選挙人がこれを誤ったり、混同したりすることがないように周知するとともに、投票所における説明及び案内に特に配慮すること。
特に比例代表選挙について、特定枠名簿登載者の氏名を記載した投票は、当該参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされることに留意すること。ただし、投票用紙交付時など短時間で、このことを口頭により正確に説明することが困難な場合には、従来どおりの説明でも差し支えないこと。

2 投票用紙等

- (1) 無効投票の減少及び開票事務の迅速化を図る見地から、投票用紙の色及び文字の色は、それぞれ次のとおりとし、これに押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印（刷込み式）とすること。
ただし、郵便等による在外投票のための投票用紙及び投票用封筒並びに在外公館投票に用いられる投票用紙は、総務省において作成されるため、これらに押されている印は、選挙区選挙においては総務大臣の印、比例代表選挙においては、中央選挙管理会の印であること。
また、点字投票用紙については、投票用紙の種類を識別できるよう選挙の種類を表示する点字シールを貼ることとする。

区 分	用紙の色	文字の色
選挙区選挙	クリーム色	黒色
比例代表選挙	白色	黒色

- (2) 仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便等による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印（刷込み式）とすること。
- (3) 投票用紙は第1回物資輸送（6月25日（火））で送付するので、その管理及び受け払いについては、特に慎重に取り扱い、不正使用や紛失等の事故が生ずることがないように、保管者及び保管場所の選定、交付簿の整備等について、十分留意すること。
- (4) 郵便等による在外投票に用いる投票用紙等については、5月28日（火）に開催した投・開票オンラインシステム市町村説明会において配付済であること。
- ### 3 投票所の設備等
- (1) 投票所は選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適切な施設を選定し、高齢者や歩行が困難な身体障がい者等の便宜のため、エレベーター等昇降設備のない2階以上の部屋に設けないように特に留意すること。
また、投票所内はもとより、投票所への進入路等についても、可能な限り段差の解消に努め、車椅子使用者等の安全を確保するなどバリアフリーの観点から配慮を行うこと。
なお、期日前投票所や市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所においても同様であること。
- (2) 投票所の設備は必ず選挙期日の前日までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については選規第17条の規定に準じて適正に配置すること。
また、選挙人にわかりやすくするため、案内図の掲示、順路の明示等適切な措置を講ずるとともに、視覚障がい者や歩行が困難な身体障がい者の誘導等について、十分な配慮を行うこと。
- (3) 投票用紙の交付及び投票の記載は、選挙区選挙と比例代表選挙で、それぞれ分けて行うことができるようにすること。
特に、投票記載所の近くの適当な場所に、「クリーム色（薄い黄色）の投票用紙は選挙区選挙です。候補者の氏名を記載してください。」「白色の投票用紙は比例代表選挙です。参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載してください。」といった表示を行うこと。
- (4) 投票記載所は、有権者の投票の秘密が保持できるように十分配慮すること。
- (5) 選挙区選挙については、公職の候補者の氏名及び党派別を、比例代表選挙については、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名（特定枠名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。以下同じ。）を、投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所に掲示しなければならないが、その掲示に当たっては、内容に誤りがないよう十分留意するとともに、破損や汚損等が生じたときは速やかに再掲示する等万全の措置を講ずること。
なお、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示については、投票所内の適当な箇所に選挙人が見易い大きさと掲示を行うほか、投票を記載する場所にも掲示するなど工夫に努めること。
比例代表選挙の政党等名称等掲示は、第3回物資輸送（7月12日）で送付するが、選挙区選挙の候補者氏名表を運規第67条の規定により作成する際の用紙の色は、クリーム色（薄い黄色）とすること。
- (6) 投票箱は、開票事務の迅速化も勘案し、可能な限り、選挙区選挙と比例代表選挙とを区別して2個設置することとし、それぞれの投票箱の表面には当該選挙名を表示し、その裏面には反対の表示をすること。
なお、やむを得ず両選挙を通じて一個の投票箱を使用する場合は、その表面には、両選挙の表示が必要であること。
- (7) 投票区の増設などの投票環境向上の取組については、令和元年6月4日付第201900058646号「投票環境向上のための取組の推進について（通知）」によること。
- (8) 投票所、期日前投票所には選挙人が同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満18歳未満の者）も入ることができることから、十分なスペースの確保や選挙人の動線と区分された場所の確保などについて配慮すること。
- ### 4 選挙人名簿の対照
- 個人情報保護の観点から、選挙人名簿の対照に当たり、投票人から当該内容が容易に見えることのないよう配慮すること。
- ### 5 投票の順序等
- (1) 投票の順序は、選挙区選挙を先にし、比例代表選挙を後に行うこと。
- (2) 投票用紙の交付に当たっては、選挙人名簿又はその抄本との対照を確実にし、当該選挙の選挙権を有する者であることを十分確認すること。他の選挙の投票用紙を誤って交付する、あるいは、点字投票用紙の点字シールを貼り間違えるといった単純な誤りがないよう必ず複数の者が確認を行うこと。
- (3) 有権者一人一人に「このクリーム色（薄い黄色）の投票用紙は選挙区選挙の投票用紙です。候補者個人の氏名を記入してください。」「この白色の投票用紙は比例代表選挙の投票用紙です。参議院名簿登載者の氏名又は（参議院名簿届出）政党（等）の名称か略称を記入してください。」といったように、はっきりと相手に説明すること。
また、点字投票を行う選挙人が投票用紙を取り違えないように、上の説明に加え、「サンギイン ヒレイ ダイヒョー（サンギイン センキョク）と点字で表示されていますのでご確認ください。」とはっきり相手に説明すること。
- ### 6 投票管理者及び投票立会人の選任
- (1) 投票管理者及び投票立会人は、選挙区選挙と比例代表選挙それぞれについて別に選任手続を行う必要があるが、同一人に各選挙の投票管理者及び投票立会人を兼ねさせることができること。
- (2) 投票管理者および投票立会人の選任要件は「選挙権を有する者」であり、地域の実情やその役割等を踏まえ、その職務を果たすことができる者を適切に選任すること。また、選任に当たっては、従来の慣例等に固執することなく女性や青年も適宜選任する等、選挙人が選挙を身近なものとして感じることができるよう配慮すること。

(3) 投票管理者について、一の投票所において2人以上の者が交替してその職務を行う交替制を採用する場合は、責任所在の明確化の観点から、これらの者が職務を行うべき時間を告示するとともに、引継書により適切に事務の引継ぎが行われるようにすること。

(4) 投票立会人は、本人の承諾を得て2人以上5人以下の者を選任するものであること。

また、投票立会人の交替制を採用する投票所においては、立会時間内における投票の状況を記載した引継書を作成すること。

7 投票所の開閉時刻の届出

(1) 投票所の開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げることができる「特別の事情」とは、農繁期における農家の仕事の状況、工場地帯における就業時間等をいうものであるので、単に選挙人の投票に支障をきたさないといった消極的動機だけでなく、選挙人の立場から判断して、投票の便宜を図るため必要があるという積極的動機からも、投票時間の繰り上げ又は繰り下げを行うこと。

(2) 投票所の開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げを行った場合には、各種報告等で通知したところにより県委員会に届け出るとともに、直ちにその旨を告示し、その投票所の投票管理者に通知する必要があること。

また、当該投票区の選挙人に混乱が生じないように、投票所入場券や各種広報媒体の活用等により十分な周知を行うこと。

8 投票事務の取扱い

その他の投票事務の取扱いは、別途配付する「投票事務取扱要領」により実施すること。

9 代理投票

代理投票制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を有するものであるから、その手続は法令の定めるところにより厳格に行い、特に、1人の補助者だけで代理投票を行うことがないように十分留意すること。

補助人は、投票所の事務に従事する者のうちから2人を選任すること。

また、代理投票制度の周知及び理解を図り、できるだけ本人の意思を尊重するとともに、重度の障がいのある選挙人への対応には十分配慮すること。

10 点字投票

点字投票については、この制度の趣旨、投票方法等を視覚に障がいのある選挙人及び投票管理者等に対し徹底すること。

なお、選挙人に点字投票させる際には、投票用紙の交付誤りや点字シールの貼り間違いのないよう注意し、点字シールの貼付位置等については、別途配付する「投票事務取扱要領」によること。

11 期日前投票

(1) 期日前投票制度の周知

期日前投票制度については、その活用を図ることにより、一人でも多くの選挙人が投票できるよう、その仕組み、方法等について広報紙、チラシ、有線放送等の広報媒体を利用して積極的に周知徹底を図ること。

(2) 期日前投票を行うことができる者

ア 期日前投票は当日投票同様、確定投票であることから、選挙の当日、選挙権を有していなくても、期日前投票を行う時点で選挙権を有していれば投票することができること。

したがって、投票後に選挙人が選挙権を喪失したとしても、有効な投票として取り扱われるものであること。

イ 選挙人は、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる期日前投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、期日前投票が行えるものであること。

(3) 期日前投票所の設置

ア 期日前投票所は、選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、各市町村に最低1箇所は設けられることとなるが、期日前投票所を複数設置した場合は、一の期日前投票所を除き、投票の期間を指定することができること。

この場合、選挙人の便宜等を考慮して設定するとともに、その設置場所及び期間を告示その他の方法によって選挙人に周知徹底すること。

イ 期日前投票所の設備は公示日までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については選規第23条の4で読み替えて準用する第17条の規定に準じて適正に配置すること。

ウ 期日前投票所における氏名等掲示

公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、期日前投票所内の適当な箇所に、比例代表選挙にあつては参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の掲示を、選挙区選挙にあつては公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならないので、遺漏、誤り等のないよう留意すること。

特に、参議院名簿届出政党等の掲載の順序の誤りや参議院名簿登載者の掲載の脱漏などがないように万全を期すること。

また、掲載順序については、比例代表選挙にあつては県委員会が、選挙区選挙にあつては市町村委員会が、立候補届出締切り後に行うくじによること。

(4) 期日前投票所の投票時間

投票時間は、原則として午前8時30分から午後8時までであるが、期日前投票の開閉時刻を以下のとおり繰り上げ又は繰り下げることができること。

ア 市町村委員会が設ける期日前投票所の数が1である場合、期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を2時間以内の範囲において繰り下げることができる。

イ 市町村委員会が設ける期日前投票所の数が2以上である場合、午前8時30分から午後8時までの間において、いずれか1以上の期日前投票所が開いている場合に限り、期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を2時間以内の範囲において繰り下げることができる。

この場合、直ちにその旨を告示するとともに、当該期日前投票所の投票管理者に通知しなければならないこ

と。

(5) 投票管理者及び投票立会人の選任等

ア 投票管理者及び投票立会人は、選挙区選挙と比例代表選挙それぞれについて別個に選任手続を行う必要があるが、同一人に各選挙の投票管理者及び投票立会人を兼ねさせることができること。

イ 投票管理者及び投票立会人は、いずれも選挙権を有する者の中から選任するとともに、投票立会人については、本人の承諾を得て2人選任するものであること。

なお、投票管理者、投票立会人も時間毎の交代が可能であるが、投票管理者については、責任所在の明確化の観点から、職務を行うべき時間を告示すること。

ウ 期日前投票は、当日投票同様、確定投票であることから、投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理することとなること。

(6) 投票箱の管理等

ア 投票を行う前には選挙人の面前で投票箱に何も入っていないことを示すこととされているので、期日前投票の初日の最初に投票箱を使う際に、選挙人に対し実施すること。また、投票箱の追加を行う場合においても、同様であること。

投票箱の保管は、そのまま期日前投票所において保管することが原則とされているが、保管のため必要があれば、期日前投票所外の別にある金庫等に保管することも可能であること。

イ 期日前投票所と不在者投票記載場所は兼ねることができるが、それぞれの投票方法が異なることから、受付等の経路について十分に検討しておく必要があること。

ウ 投票管理者は、期日前投票の期間の末日に、期日前投票所を閉鎖した後、投票箱、封印をした鍵、投票録等を市町村委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならないこと。

1.2 不在者投票

(1) 不在者投票の管理執行

ア 通常の不在者投票

(ア) 名簿登録地市町村以外の市町村における不在者投票、指定病院等における不在者投票及び選挙日には選挙権を有することが見込まれるものの、選挙期日前の投票を行おうとする日においては未だ選挙権を有しない者の不在者投票が、一般的な形態となること。

(イ) 選挙人が、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる不在者投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、不在者投票が行えるものであること。

(ウ) 不在者投票を行う場合は、必ず選挙権を有する者の立会いが必要であること。

この場合、立会人は、不在者投票管理者若しくは事務補助者又は代理投票の補助者を兼ねることができないので注意すること。

イ 郵便等による不在者投票

(ア) 新たに郵便等投票証明書の交付の請求があった場合には、制度の趣旨等について十分説明し、必要があれば福祉当局とも連絡・協議すること。

(イ) 郵便等投票証明書の有効期限が交付の日から7年間（要介護者については、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで有効）であることから、郵便等投票証明書の有効期限が満了する選挙人に対しても、あらかじめ、更新の手続きが必要な旨を通知する等の措置をとること。

(ウ) 代理記載をさせることができる選挙人は、郵便等投票証明書に代理記載をさせることができる選挙人に該当する旨の記載を受け、かつ、代理記載人となるべき者一人を定めてその者の氏名等を届け出ているものであること。

(エ) 郵便等投票を行う選挙人は、選挙期日前4日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名した文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して投票用紙等の請求をしなければならないこと。

ウ その他の不在者投票

特定国外派遣組織に属する選挙人が国外において不在者投票をするためには、選挙の期日前5日までに、当該特定国外派遣組織の長に対し、不在者投票をしようとする旨の申出をしなければならないとされていること及び当該特定国外派遣組織の長がする投票用紙等の交付の請求は、選挙の期日前3日までに行わなければならないとされていることから、請求があり次第直ちに投票用紙等の交付が行えるよう準備しておくこと。

(3) 不在者投票の期間

不在者投票の期間は、選挙期日の公示日（以下「公示日」という。）の翌日から選挙期日の前日までであること。なお、郵便等による不在者投票の投票用紙の請求は、選挙期日前4日（7月17日（水））までに行わなければならないこと。

(4) 投票用紙等の交付

公示日前に郵便等で投票用紙等の請求があった場合は、当該請求書を一時保管しておき、公示日以降直ちに交付（郵便等をもって発送するときは、公示日前において市町村委員会の定める日以後直ちに発送）すること。

(5) 不在者投票の事務取扱場所

不在者投票の事務取扱場所の告示は、選規第24条の規定により、公示日に行うこと。

(6) 不在者投票記載場所における氏名等の掲示

公示日の翌日から選挙期日の前日まで、不在者投票管理者である市町村委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、比例代表選挙については参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名を、選挙区選挙については候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならないので、遺漏、誤り等のないよう留意すること。

特に、参議院名簿届出政党等の掲載の順序の誤りや参議院名簿登載者の掲載の遺漏などがないように万全を期

すること。

なお、掲載順序については、比例代表選挙にあつては県委員会が、選挙区選挙にあつては市町村委員会が、立候補届出締切り後に行うくじによること。

(7) 投票所の閉鎖後に送致された投票

投票所の閉鎖後に送致された不在者投票の数等については、その内容を明らかにできるように集計・整理しておくこと。

1.3 在外投票

在外投票の事務処理については、本日付第201900053342号「参議院議員通常選挙に係る在外投票の事務処理について（通知）」及び「在外選挙事務取扱要領」を参照の上、事務の執行に万全を期すること。

第4 開 票

1 開票の順序等

開票は即日開票とし、その順序は選挙区選挙を先に行い、比例代表選挙を後に行うこと。

2 開票管理者及び開票立会人の選任

(1) 開票管理者は、選挙区選挙と比例代表選挙それぞれについて別個に選任手続を行う必要があるが、同一人に各選挙の開票管理者を兼ねさせることができること。

(2) 開票立会人については、比例代表選挙の開票立会人として届出された者は、選挙区選挙の開票立会人として届け出ることはできないこと。

また、開票立会人に関する法第62条の規定は、それぞれの選挙について適用されるため、人数の制限のくじ及び政党の制限のくじは各選挙ごとに行う必要があるほか、開票の立会人も別々に行うべきものであるため、誤解の生じないよう事前に選挙事務従事者に説明しておくこと。

3 開票事務の取扱い

その他の開票事務の取扱いについては、別途配付の「開票事務取扱要領」によるものとするが、特に次の点に留意すること。

(1) 開票事務が正確に行われるべきことはもちろんであるが、選挙人に速やかに結果を知らせるため、また、開票事務に従事する職員等の負担及び諸経費の負担軽減のため、開票終了時間をなるべく早めるように努めること。

については、他の市町村における取組を参考にしつつ、開票作業に適した開票所の選定、効率的な人員・器具等の配置の検討、票の分類方法及び分類用補助用具等の工夫、事務従事者の服装等の見直し、按分組み合わせリスト及び投票効力判定例の選挙事務従事者等への周知徹底を行い、開票作業の一層の改善を図ること。

(2) 開票事務が正確かつ迅速に行われるよう開票管理者を補助する事務従事者の選任及びこれらの者の事務分担についても配慮するとともに、開票立会人に対しても開票事務の円滑な処理について事前に協力を求めておくこと。

(3) 投票の効力の判定については、迅速かつ確に行えるよう事前に判例、実例等の研究を行っておくこと。

(4) 特に非拘束名簿式を基本的に維持しつつ、特定枠制度を導入して行われる比例代表選挙の開票事務処理については、投票の分類、按分票の処理、得票の集計及び点検が膨大な作業量となるので、開票作業の一層の改善を図るとともに、開票事務の習熟等について遺漏のないよう配慮すること。

なお、投票の効力の判定については、別途通知する予定であること。

(5) 開票事務は開票所での投票の開披、点検、集計等の事務以外に、県への速報事務を含めたものであるため、速報に要する体制について十分に留意すること。

(6) 開票管理者は、開票所内の秩序保持に十分留意し、厳正かつ迅速な開票の進行に努めること。特に候補者の運動員等と開票立会人が連絡をとり合う等の行為によって、開票事務に支障をきたすことがないように留意すること。

(7) 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。

この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等により原因を調査し、安易に処理することのないようにすること。

(8) 今回、特定枠名簿登載者の氏名を記載した投票について、国に報告することとされているので、その事務に遺漏のないようにすること。

4 開票録の検収

開票録については、別途通知する検収日（7月22日（月））に持参すること。

第5 選挙公営

1 ポスター掲示場（選挙区選挙）

ポスター掲示場の設置及び管理については、別途配付した「ポスター掲示場設置要領」により実施するとともに、特に次の点に留意すること。

(1) ポスター掲示場の設置に当たっては、循環型社会の実現に向け、再利用の促進や鳥取県認定グリーン商品等の循環型資材の使用等、廃棄物発生の抑制とリサイクルの推進を図るとともに、ポスター掲示場に係る執行経費が縮減されることから、その設置経費の削減についても併せて検討を行うこと。

(2) ポスター掲示場の維持管理については、万全を期し、倒壊、破損等の事故が生じたときは、速やかにその復旧を図るよう配慮すること。

(3) 風雨等により、掲示してあるポスターが破損した場合は、候補者が手持ちのポスターを再掲示することは差し支えないが、選挙期日に再掲示することはできないので留意すること。

(4) ポスター掲示場の設置場所を表示した図面及びポスター掲示場一覧表を令和元年5月14日付第201900033811号「ポスター掲示場設置場所一覧表及びその図面の提出について（通知）」に定めるところにより県委員会に提出すること。

2 公営施設使用の個人演説会

(1) 公営施設を使用して行う個人演説会の開催申出に係る事務を円滑に処理するため、個人演説会を開催するこ

とのできる日時の手定表を、あらかじめ管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を含む。以下同じ。）に提出させておくとともに、納付すべき費用額を公表させる等の措置を講じておくこと。

- (2) 市町村委員会は、管内の公共施設について法第161条第1項第3号の規定により指定すべき施設の把握に努め、公営施設を指定したときは、「各種報告等」に定めるところにより、所定の期限（6月4日（火））までに報告すること。
- (3) 法第161条に規定する公営施設以外の地方公共団体の所有し又は管理する建物においては、個人演説会を行うことができないので管理者に周知すること。

3 選挙公報（選挙区選挙及び比例代表選挙）

参議院選挙における選挙公報を各世帯に配布する期限は、選挙期日前2日（7月19日（金））までであるが、各市町村委員会には第2回物資輸送（7月7日（日））で選挙区選挙及び比例代表選挙の公報をそれぞれ配布する予定であるので、あらかじめ配布計画をたてておき、配布漏れ、期限後の配布等がないよう、受領後直ちに各世帯、各指定病院等へ配布すること。

第6 選挙運動と政治活動

近年の選挙においては、選挙運動とともに政党その他の政治団体による政治活動が極めて活発化する傾向にあるが、あくまで法令の定めるところに従って公正かつ平等に行われるように、関係当局との連絡を密にするとともに、令和元年5月22日付第201900048230号「第25回参議院議員通常選挙における違反文書画面の措置等について（通知）」により適切な処置をとること。

- 1 確認団体が選挙期間中に行う政治活動については、違法な政治活動が行われないよう留意すること。
- 2 政党その他の政治団体がその政治活動のために使用するポスターに参議院選挙に立候補した者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載している場合は、公示日のうちに当該ポスターを撤去しなければならないこと。（法第201条の14）

第7 投票及び開票速報体制

- 1 投票速報及び開票速報については、別途通知するところにより速報体制の確立を図るとともに、人員体制及び事前準備等にも十分留意すること。
- 2 投票速報を行うに当たっては、投・開票オンラインシステムにより実施することとしているので、人員体制及び機器の操作等について、万全の体制を図ること。
- 3 県内の投票率を推定するため、別途通知するところにより、一部市町村において投票状況の報告を求めること。

第8 啓発活動

- 1 明るい選挙を実現するためには、すべての国民が選挙の意義を自覚し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加することが必要であるが、今回の参議院選挙においては、「第25回参議院議員通常選挙に係る啓発事業要領」に基づき、「選挙の大切さの呼びかけと投票参加の推進」及び「きれいな選挙の推進」を重点事項として啓発事業を実施するので、各市町村委員会においても、この啓発事業要領に基づき、選挙が円滑に執行されるよう市町村明るい選挙推進協議会他関係諸団体とも密接な連携を取りながら幅広く各種の啓発活動を推進すること。
- 2 投票できる時間、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の投票方法の違い、特に比例代表選出議員選挙が候補者名又は政党名を記載する非拘束名簿式を基本的に維持しつつ、特定枠名簿登載者の氏名を記載した投票は、当該参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされることなど、投票に必要な情報の周知徹底を図ること。
- 3 引き続き、高等学校や大学などをはじめ、教育委員会等の関係機関と十分に連携し、就職や進学等による引越の際に住民票の異動をすべき旨の周知や市町村の区域外に転出し、住民票を異動してから間もない場合でも不在者投票の方法により投票することが可能であることなど、その投票方法等について積極的に周知を行うこと。
- 4 選挙権を得ることとなる高校生等が、インターネットによる選挙運動の規制に違反したり、選挙運動に携わり、公職選挙法上認められていない報酬の支給を受けたり、あるいは他人の代わりに投票してしまうなど、公職選挙法等に違反することがないように、必要な周知に努めること。

第9 その他

- 1 比例代表選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示に関し必要な事項については、本日付第201900057501号「参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等の名称等及び参議院名簿登載者の氏名の掲示について（通知）」及び別途通知する「参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所及び不在者投票記載場所用参議院名簿届出政党等の名称等掲示の作成方法について（通知）」によること。
また、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名は、公示日に各市町村委員会あてに電子メール及びファクシミリで通知する予定であること。
- 2 点字による選挙区選挙の候補者の名簿及び比例代表選挙の参議院名簿届出政党等の名簿を作成し、配付する予定であり、その市町村委員会への配付並びに投票所、期日前投票所及び市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所への備え付けに関する事項については、別途通知する予定であること。
また、点字、音声及び音声コード付き拡大文字による「選挙のお知らせ」についても配布する予定であり、これについても別途通知する予定であること。
- 3 比例代表選挙において、参議院名簿登載者のうち特定枠名簿登載者は個人の選挙運動ができないので留意すること。
また、参議院名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）1人につき1箇所の選挙事務所を設置することができるが、その設置又は異動については、当該選挙事務所が設置された市町村委員会へ届け出ることとなっているので留意すること。
- 4 投票録及び開票録については、それぞれの選挙ごとに作成すること。
なお、指定在外選挙投票区の投票録の様式は他の投票区の様式と異なっているので留意すること。
- 5 「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について」（令和元年5月15日付総行選第3号、総行管第1号）を踏まえ、有権者の投票しやすい環境の整備や選挙の厳正な管理執行に努めること。

一方で、選挙執行委託費の経理に当たっては、必要資材の調達、選挙の執行体制等について、経費の削減や職員の負担軽減の観点から、従来の慣行にとらわれることなく全般的に検討を加え、事前に周到な計画をたてて、経費の効率的な支出に努めるとともに、交付される金額の範囲内で費目相互の調整を図り、執行経費に不足を生ずることのないよう特に留意すること。

また、経理補助簿を作成すること等により経費使用の明確化を図ること。

- 6 参議院選挙に係る確定報告書は、別途通知するところにより作成し、提出すること。

(10)第25回参議院議員通常選挙に係る在外投票の事務処理について(通知)

第201900053342号

令和元年6月4日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

近く執行予定の第25回参議院議員通常選挙(以下「通常選挙」という。)の管理執行については、本日付け第201900039405号により通知したところですが、在外投票の事務処理については下記事項に御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 郵便による在外投票に関し、公示日前に行う事務

(1) 投票用紙等の必要数の確保

郵便による在外投票に用いられる投票用紙及び投票用封筒については、総務省において作成し、県の選挙管理委員会(以下「県委員会」という。)を経由して各市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)に交付されるものであること。

なお、総務省において作成し、各市町村委員会に送付される投票用紙等は、郵便による在外投票においてのみ用いられるものであるため、在外選挙人の国内における投票又は国内の選挙人の投票に用いられることのないよう注意すること。

おって、在外選挙人への投票用紙等の交付期間が長期にわたるので、その保管については万全を期すこと。万一紛失等の事故が発生した場合、新たに投票用紙等を作成し、配布し直す等の措置が必要となることもあり得るので、保管については十分な措置を講ずること。

(2) 物品の準備

市町村委員会は、投票用封筒(内封筒、外封筒)や送付用封筒等の交付物品のほか、国際スピード郵便(以下「EMS」という。)の宛先を記載する連写式伝票(郵便局で用意しているもの)等の郵便による在外投票に関し必要な物品について、あらかじめ準備を行っておくこと。

(3) 郵便による在外投票のための投票用紙等の発送及びその準備

市町村委員会は、郵便による在外投票のための投票用紙等を円滑に発送できるよう、あらかじめ郵便による在外投票の対象者を在外選挙人名簿に基づき確認しておくとともに、在外選挙人の住所地又は住所以外の送付先がEMSの取扱い地域であるか等について事前に取扱郵便局と打ち合わせておくこと。

(4) 投票管理者等への手続の説明

市町村委員会は、あらかじめ関係する投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人及び事務従事者に対し、在外選挙人の投票の手続について十分に説明しておくこと。

2 在外選挙人名簿の登録及び閲覧等

(1) 在外選挙人名簿の登録の迅速化

在外選挙人名簿への登録については、在外選挙人証の送付に要する時間を考慮し、速やかに登録事務を行い在外選挙人の投票の機会ができるだけ確保されるよう留意すること。

平成30年6月から始まった出国時申請制度については、「公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成30年5月23日付総行選第55号)及び「公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う出国時申請の手続に係る留意事項について」(平成30年5月23日付総行選第56号)の内容を踏まえ、適切に対応すること。

(2) 在外選挙人名簿に国内の市町村で新たに住民票が作成された旨の表示がされた者

在外選挙人名簿に国内の市町村で新たに住民票が作成された旨の表示がされた者について、当該住民票が作成された日後4か月を経過した場合には、市町村委員会は、当該者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならないこと。

ただし、在外選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村(以下「登録地市町村」という。)に帰国し住民票が作成された旨の表示がされた者が、在外選挙人名簿から抹消される前に、登録地市町村以外の市町村で住民票が作成されることなく、再び国外に転出した場合には、当該表示を消除することとされているので、留意すること。

(3) 在外選挙人名簿の登録を行わない期間

公示の日から選挙の期日までの期間は、在外選挙人名簿の登録(登録の移転含む)は行わないこととされてい

ること。

(4) 国内への転入者の取扱い

国外から国内に転入し、選挙人名簿に登録された者については、当該名簿に基づいて投票を行うこととなり、在外選挙人名簿に基づく投票はできないものであること。

(5) 在外選挙人名簿の閲覧

今回の選挙における在外選挙人名簿の閲覧期日は、公示日の1日のみとされていること。

(6) 在外選挙人証の記載事項の変更等

在外投票のための投票用紙等の請求の際には必ず在外選挙人証を提示することとされていることから、在外選挙人証の記載事項の変更の届出又は再交付の申請がなされた場合にあっては、直ちに当該届出又は申請に係る手続を行うこと。

3 郵便による在外投票に用いる投票用紙等の市町村委員会への交付

(1) 市町村委員会からの交付請求

郵便による在外投票に用いる投票用紙等の交付請求は、市町村委員会の委員長が、県委員会の委員長を經由して総務大臣に対して書面をもって行うこととされており、既に完了しているものであること。

(2) 市町村委員会への交付

ア 交付

市町村委員会の委員長は、総務大臣から県委員会の委員長を經由して交付される投票用紙等を受領したときは、数量等を確認し、直ちに「投票用紙等交付請求書兼受領書」を県委員会の委員長に提出すること。

なお、投票用紙等については、令和元年5月28日(火)に開催した投・開票オンラインシステム市町村説明会において配布済みであること。

イ 投票用紙等の追加交付

市町村委員会の委員長は、在外選挙人名簿の登録状況や選挙人からの投票用紙等の請求状況等から投票用紙等が不足するおそれがあると認めた場合においては、県委員会の委員長に対して投票用紙等の追加交付を請求すること。

県委員会の委員長は、市町村委員会の委員長から投票用紙等の追加交付の請求を受けた場合には、県委員会が留保している投票用紙等から追加交付を行うこと。

なお、県委員会が留保している投票用紙等が追加交付に必要な数量に不足する場合には、県委員会の委員長が総務大臣に対して追加交付の請求を行うこととなるので、県委員会の委員長に対する投票用紙等の追加交付の請求に際しては、あらかじめ時間的余裕をもって連絡すること。

4 郵便による在外投票

(1) 在外選挙人からの交付請求

在外選挙人は、選挙の期日前4日までに在外選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の市町村委員会(以下「登録地選管」という。)の委員長に対して、当該在外選挙人が署名をした文書により、在外選挙人証を提示して直接に、又は在外選挙人証を同封した郵便をもって投票用紙等の交付を請求することができること。

(2) 投票用紙等の発送

登録地選管の委員長は、請求を行った在外選挙人が在外選挙人名簿に登録されている者に該当すると認めた場合には、参議院議員の任期満了日前60日に当たる日(5月29日)前に受けた請求に対しては同日以後直ちに、同日以後に受けた請求に対しては直ちに、当該在外選挙人に対して発送しなければならないものであること。この際、在外選挙人から、比例代表選挙、選挙区選挙いずれかの投票用紙のみの請求となっている場合には、投票用紙等の交付誤り等のないよう、十分注意すること。

なお、国外への投票用紙等の発送については、投票用紙等の送付に要する時間を考慮し、あらかじめ十分な準備をしておくとともに、郵送方法の選択においても、最も迅速かつ確実なものを選ぶこと。

また、在外選挙人証及び投票用封筒に記載すべき事項について、遺漏がないよう特に留意するほか、旧様式の在外選挙人証が同封されていた場合でも使用できることとされていること。

5 在外公館投票

在外公館における投票は、公示日の翌日から選挙期日前6日までの間に行われるが、選挙の期日の直前に集中して登録地選管に到着することが予想されるので、投票の受領、指定在外選挙投票区の投票管理者への送致、受理不受理の決定等の事務に要する人員の配置に留意するなど事務の円滑な処理について配慮すること。

6 国内における投票

(1) 投票の種類等

在外選挙人は、登録地市町村の指定在外選挙投票区の投票所において選挙期日に投票すること、登録地市町村において公示日の翌日から選挙期日の前日までの間に登録地選管が指定した期日前投票所で投票すること、登録地市町村以外の市町村において(選挙の当日選挙権を有しない者(以下「選挙権未取得者」という。)は登録地選管を含む。)公示日の翌日から選挙期日の前日までの間に不在者投票を行うことが可能であること。

(2) 投票所での当日投票

在外選挙人は、選挙当日、自ら登録地市町村の指定在外選挙投票区の投票所へ行き、在外選挙人証を提示して投票することができること。

指定在外選挙投票区の投票管理者は、投票用紙を交付する際には在外投票ができる者であることを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遺漏のないよう留意しなければならないものであること。

(3) 期日前投票所での投票

在外選挙人は、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、自ら登録地市町村の期日前投票所へ行き、在外選挙人証を提示し、かつ、期日前投票事由を申し立て、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出して投票することができること。

期日前投票所の投票管理者は、投票用紙を交付する際には在外投票ができる者であり、期日前投票事由に該当するかどうかを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遺漏のないよう留意しなければならないものであること。

(4) 不在者投票

在外選挙人は、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、登録地市町村以外の市町村において、又は選挙権未取得者が登録地市町村において、在外選挙人証を提示し、市町村委員会の委員長が管理する投票を記載する場所で投票を行うことができること。

なお、投票用紙等を請求する場合は、不在者投票事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないこと。

不在者投票管理者は、投票用紙等を交付する際には、在外投票ができる者であるかどうか、不在者投票事由に該当するかどうかを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遺漏がないよう留意すること。

7 登録地選管における投票の送致等

登録地選管の委員長は、在外公館の長から送付された在外公館投票、郵便による在外投票、登録地市町村以外の市町村委員会から送付された不在者投票及び選挙権未取得者の不在者投票を直ちに登録地市町村の指定在外選挙投票区の投票管理者に送致しなければならないこと。

また、第8に掲げる措置をとるほか、投票管理者において受理・不受理の決定をする際の判断材料となる情報等を適切に提供する必要があること。

8 投票の受理・不受理の決定等

(1) 投票管理者における受理・不受理の決定等

投票の受理・不受理の決定等についての考え方は、基本的に一般の不在者投票と同じものであること。

指定在外選挙投票区の投票管理者は、投票所を閉じる時刻までに送致を受けた投票について、送付用封筒から投票用封筒を取り出し、投票箱を閉じる前に、投票立会人の意見を聞いて、受理・不受理の決定をすること。

受理された在外投票は、投票用封筒を開いて直ちに投票箱に入れなければならないが、この場合においては、投票の秘密の保持に特に留意すること。

(2) 開票管理者における在外投票の取扱い

開票管理者における在外投票の取扱いについての考え方は、基本的に一般の不在者投票の取扱いと同じであること。

9 在外投票事務処理簿等の作成

(1) 登録地選管の委員長は、在外投票事務処理簿を備え、在外投票に関してとった措置等を記録するとともに、その概略を記載した在外投票に関する調書を作成し、指定在外選挙投票区の投票管理者に送致しなければならないこと。

(2) 在外選挙人の国内での投票においては、登録地選管の委員長は、一般の不在者投票事務処理簿及び不在者投票に関する調書とは別に、在外選挙人に係る不在者投票事務処理簿を備えるとともに、在外選挙人の不在者投票に関する調書を作成し、指定在外選挙投票区の投票管理者に送致しなければならないこと。

(3) 指定在外選挙投票区の投票管理者は、(1)及び(2)の調書を投票所投票録に添付しなければならないこと。

(4) 指定在外選挙投票区における投票所投票録、期日前投票所において各日毎に作成する期日前投票所投票録は通常のものとは別様式となっているので注意すること。

10 投票用紙等の実績報告

市町村委員会は、選挙の期日後直ちに投票用紙等の受領及び交付に関する実績報告書を県委員会あて提出すること。

11 その他

1から10までに掲げるもののほか、在外選挙人の投票に関する事務の取扱いについては、在外選挙事務取扱要領によること。

(11)第25回参議院議員通常選挙における投票及び開票事務の取扱いについて(通知)

第201900061751号
令和元年6月24日

第25回参議院議員通常選挙（以下「参議院選挙」という。）における投票及び開票事務の取扱いについては、「第25回参議院議員通常選挙の管理執行について（通知）」（令和元年6月4日付第201900039405号）及び「第25回参議院議員通常選挙に係る在外投票の事務処理について（通知）」（令和元年6月4日付201900053342号）によるほか、下記事項に留意の上、適切な事務処理をお願いします。

記

1 投票事務

投票事務の取扱いについては、既に配付済みの「投票事務取扱要領」、「期日前投票事務取扱要領」及び「在外選挙事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 選挙期日当日の投票所における投票

ア 投票管理者及び職務代理者

- ① 投票管理者及び職務代理者の選任に当たっては、選挙権を有する者の中から、市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）が選任すること。

この場合、参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）と参議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）とで同一人を選任して差し支えないこと。

- ② 投票管理者は、投票事務の最高責任者であり、投票所において投票事務の全般を管理執行するとともに、投票に関する手続の全てについて、最終的な決定権を有すること。

したがって、投票事務が公正かつ確に処理されているか、選挙人の投票の秘密が守られているか、投票所内の秩序が保たれているかどうか等投票事務の全般に渡り、常に注意しなければならないこと。

なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。

- ③ 投票管理者と職務代理者は、同時に席を空けてはならないこと。
- ④ 一の投票所において2人以上の者が交替して職務を行う場合は、これらの者が職務を行うべき時間を告示するとともに、引継書により適切に事務の引継が行われるようにすること。

イ 投票立会人

- ① 投票立会人の選任に当たっても、選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人とすることは差し支えないこと。
- ② 選任に当たっては、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、市町村委員会が選任すること。
- ③ 投票立会人は、投票事務の公平を確保するため、公益代表として投票事務の全般に立ち会う職責を有すること。
- ④ 投票には常に2人以上5人以下の投票立会人が立ち会わなければならないこと。
- ⑤ 性別や年齢を問わず選任し、投票所の雰囲気や和らげるよう配慮すること。

ウ 投票事務従事者

- ① 投票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に選挙事務従事の職務命令を行ってもらうほか、必要があれば、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。
- ② 投票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分に説明しておくこと。

エ 投票所の設備等

- ① 選挙期日の公示日以後、可能な限り速やかに入場券を交付すること。
入場券の記載誤り、誤配布等が生じないよう、執行体制に万全を期するとともに、日本郵便株式会社等との連携を密にし、配布計画の策定に当たること。
- ② 投票所の門戸には、必ず選挙区選挙と比例代表選挙の両選挙名の表示がされた標札を掲げておくこと。
- ③ 投票用紙の交付及び投票の記載は、選挙区選挙と比例代表選挙とが別々に行われるようにすること。
この際、最初に選挙区選挙の投票用紙の交付を行い、次に比例代表選挙の投票用紙の交付を行うことができるように適正に設備を配置するとともに、投票用紙の交付誤りがないようにすること。
- ④ 在外選挙人が日本国内で行う投票については、在外選挙人名簿との対照、在外選挙人証の提示、在外選挙人証への必要事項の記入等、一般の選挙人と異なる手続が必要となるため、その受付等の経路について十分に検討しておくこと。
また、総務省が作成した郵便による在外投票用の投票用紙等を誤って交付するといったことがないように万全を期すること。
- ⑤ 投票管理者席、投票立会人席、各係席等を明記しておくとともに、選挙人に投票順路、出入口等の表示が一見して分かるよう案内図等を掲示しておくこと。
- ⑥ 投票記載所は、選挙人の投票の秘密が保持できるよう十分配慮すること。
- ⑦ 投票所内及び投票記載台における選挙区選挙の候補者氏名等の掲示及び比例代表選挙の政党等名称等の掲示に当たっては、その内容に誤りがなければ確認すること。
- ⑧ 選挙人へ投票の記載方法を分かりやすく周知するよう工夫すること。とくに比例代表選挙について、特定

枠名簿登載者の氏名を記載した投票は、当該参議院名簿届出政党等の有効票とみなされることについて周知すること。

- ⑨ 投票箱の表示に当たっては、「投票事務取扱要領」により表示をすること。
- ⑩ 視力障がい者に対する便宜供与の一つとして、点字による選挙区選挙の候補者の名簿及び比例代表選挙の参議院名簿届出政党等の名簿を作成し、送付するので、別途通知するところにより取り扱うこと。
- ⑪ 投票所には必ず時計を用意し、投票所の開閉は、投票所の入口を確認して正確に行うこと。
- ⑫ 日没後においても、選挙人が投票しやすいよう、案内や照明を設けること。
- ⑬ 歩行が困難な方の便宜のため、仮設スロープの設置等に配慮すること。（「6 その他」参照）

オ 投票の開始

- ① 投票所を開く時刻になったら、投票管理者は投票立会人が2人以上参集していることを確認すること。
この場合、投票立会人が2人に達しないときは、投票管理者は、直ちに2人に達するまで選挙権を有する者の中から選任すること。
- ② 最初に到着した選挙人の面前で、全ての投票箱に何も入っていないことを確認（空虚確認）し、その旨当該選挙人に文書で証明してもらうこと。
- ③ 選挙人名簿との対照に当たっては、入場券のみに頼ることなく、入場券、選挙人名簿等の記載内容のほか、本人の申し立てている内容と本人自身とをよく見比べるなどして当該選挙人本人であることを確認すること。
また、投票所内が混雑してきた場合においても、名簿対照が終了するまでは投票用紙を交付しないこと。
- ④ 選挙人が他の選挙人の投票状況等を容易に確認できる方法で対照事務を行わないこと。
- ⑤ 選挙人名簿に、他の市町村へ転出したという表示がしてある者が投票に来た場合は、当該選挙人の転出先の市町村の選挙人名簿に登録されている事実があれば元の住所地で投票させることができないので、この点を本人に確かめるとともに、二重登録の可能性のある者については、事前に転出先の市町村と連絡をとって登録の有無を確認しておくこと。
- ⑥ 補正登録すべき者があった場合は、市町村委員会は直ちに選挙人名簿に登録するとともに、その旨告示すること。
- ⑦ 投票用紙を交付するに当たっては、選挙区選挙と比例代表選挙とは別々に交付するとともに、それぞれ所定の用紙であることを確認して交付すること。
交付の際は、選挙人に黙って渡さず、1枚ずつ「このクリーム色の投票用紙は選挙区選挙の投票用紙です。候補者の氏名を記入してください。」「この白色の投票用紙は比例代表選挙の投票用紙です。参議院名簿登載者の氏名又は（参議院名簿届出）政党等の名称か略称を記入してください。」といったように、はっきりと相手に説明する等、選挙人が投票の記載方法を誤らないよう配慮すること。
- ⑧ 選挙人から点字で投票したい旨の申出があったときは、点字投票と右肩に刷り込まれた点字投票用紙に、選挙名を表示する点字シールを貼付して交付すること。
この場合、誤って他の選挙の点字シールを貼らないよう、投票用紙と点字シールの印字及び色をよく確認するとともに、必ず投票用紙の右上から右下の方向に貼り付けること。
また、交付の際、交付係から上記⑦の説明に加え、口頭で「この投票用紙は選挙区選挙です。点字で“サンギン センキョク”と選挙の種類が表示してありますのでご確認ください。」等と説明すること。
- ⑨ 代理投票は、心身の故障その他の事由により、投票用紙に候補者の氏名等を自書することができない者に限られること。
代理投票の申請があった場合は、投票管理者は投票立会人の意見を聴いて代理投票を行わせるかどうか決定するとともに、別に補助者2人を投票所の事務に従事する者のうちから選任しなければならないこと（補助者本人の承諾を得る必要はない。）。

カ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、投票所閉鎖時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、「投票所の入口」を閉じること。
- ② 投票管理者は、不在者投票及び在外投票の受理、不受理の決定に当たっては、投票立会人の意見を聴いて決定すること。
- ③ 投票箱は、そのふたを閉じた後は、開いてはならないこと。
- ④ 投票管理者及び投票立会人は、選挙区選挙及び比例代表選挙それぞれの投票録を正副2通作成し、署名すること。
また、指定在外選挙投票区における投票所投票録は、一般のものとは様式が異なっているので注意すること。
なお、投票録に記載する選挙当日有権者数には、失権者を含まないが、期日前投票を行った者のうち選挙期日までに選挙権を失った者は含まれるので注意すること。
- ⑤ 投票箱は、投票管理者が投票立会人とともに開票管理者に送致すること。
この場合、送致目録を作成し、投票録等必要書類も併せて送致すること。

(2) 期日前投票所における投票

ア 投票管理者及び職務代理人

- ① 投票管理者及び職務代理人は、選挙権を有する者の中から市町村委員会が選任すること。
なお、いずれの者についても、選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人を選任して差し支えないこと。
- ② 期日前投票所は、当日投票と同様に確定投票であることから、選挙期日当日の投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理することとなること。
- ③ 一の投票所において2人以上の者が交替して職務を行う場合は、これらの者が職務を行うべき時間を告示するとともに、引継書により適切に事務の引継が行われるようにすること。

イ 投票立会人

- ① 市町村委員会は、選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任すること。
なお、選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人を選任して差し支えないこと。
- ② 投票立会人の職務内容は、投票手続の立会い等を行うことであるが、毎日投票箱の鍵の封印を行う点と期日前投票の期間の末日において投票箱の送致にあたる必要のない点が異なるので留意すること。

ウ 期日前投票所の設備等

- ① 期日前投票所の門戸においても、必ず選挙区選挙と比例代表選挙の両選挙名の表示がされた標札を掲げておくこと。
- ② 投票用紙の交付及び投票の記載は、選挙区選挙と比例代表選挙とが別々に行われるようにするとともに、在外投票に関し、指定した期日前投票所においては、受付等の経路についても十分に検討しておくこと。
また、総務省が作成した郵便による在外投票用の投票用紙等を誤って交付するといったことがないよう万全を期すること。
- ③ 選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日まで、期日前投票所内の適当な箇所に選挙区選挙の候補者氏名及び党派名並びに比例代表選挙の政党等の名称、略称及び名簿掲載者の氏名を掲示すること。
- ④ 期日前投票所における投票については、選挙期日当日の投票と同様に仮投票の制度が適用されること。

エ 投票の開始

投票箱の空虚確認は、期日前投票期間の初日のみではなく、投票箱の追加を行う場合には、その都度投票を行う前にその手続を行う必要があること。また、投票箱に何も入っていないことを確認し、その旨を選挙人に文書で証明してもらうこと。

オ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、期日前投票所を閉じるべき時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、「期日前投票所の入口」を閉じること。
- ② 投票箱の閉鎖後は、一の鍵は投票管理者が封印し、他の鍵は投票立会人が封印することになること。
- ③ 投票箱を閉鎖してから翌日に開くまでの保管方法としては、原則として期日前投票所においてそのまま保管することとなるが、保管のため必要があれば期日前投票所外の金庫等に入れて保管することも可能であること。
- ④ 投票管理者は、期日前投票を行う各日に選挙区選挙及び比例代表選挙それぞれの期日前投票所投票録を正副2通作成し、投票立会人とともに署名すること。
なお、指定在外選挙投票区における期日前投票所投票録は、一般のものとは様式が異なるので注意すること。
- ⑤ 投票箱は、期日前投票の期間の末日において、期日前投票所を閉鎖した後に、投票管理者が市町村委員会へ送致し、選挙の期日に市町村委員会が開票管理者へ送致すること。
この場合、送致目録を作成し、封印をした鍵、投票録、選挙人名簿の抄本等についても併せて送致すること。

2 開票事務

開票事務の取扱いについては、別途配付する「開票事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 開票管理者及び職務代理人

- ア 開票管理者及び職務代理人の選任に当たっては、各選挙ごとに当該選挙の選挙権を有する者の中から、市町村委員会が選任すること。
この場合、選挙区選挙と比例代表選挙に同一人を選任できること。
- イ 開票管理者は、開票事務の最高責任者であって、投票の有効、無効を正しく決定したり、開票事務が公正かつ迅速に処理されているかどうか、会場の秩序が十分保たれているかどうか等、開票事務の全般に渡り常に注意しなければならないこと。
なお、職務代理人がその職に就いたときも同様であること。
- ウ 開票管理者と職務代理人とは同時に席を空けてはならないこと。

(2) 開票立会人

- ア 開票立会人は、選挙区選挙の候補者及び比例代表選挙の名簿届出政党等が、開票区ごとに、その開票区の区

域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人となることについての本人の承諾書を添付して、選挙期日の前3日目の午後5時までに当該市町村委員会に届け出るようになっていないこと。

この場合、候補者及び名簿届出政党等は、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び同日に行われるべき他の選挙の開票立会人となるべき者として届け出ることとはできないので、届出の受理に当たっては十分注意すること。

イ 開票立会人は、選挙区選挙及び比例代表選挙について常にそれぞれ3人以上10人以下でなければならないこと。

この場合、届出のあった者が10人以下のときは、その者が開票立会人となり、11人以上あるときは、その者の中から市町村委員会がくじにより開票立会人となるべき者10人を定めること。

また、同一の政党等に属する候補者から届出のあった者が3人以上あるときは、その中から2人をくじで定め、これら以外の者は開票立会人となれないこと。

ここでいう政党等の所属とは、候補者の立候補届出の所属政党等又は名簿届出政党等であって、開票立会人として届け出られた者の所属政党等ではない点に注意すること。

(3) 開票事務従事者

ア 開票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に選挙事務従事の職務命令を行ってもらうほか、必要があれば、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。

イ 開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分説明しておくこと。

また、動きやすい衣服等（ウエア、シューズ等）を着用するよう、事前に指示しておくこと。

ウ 開票事務従事者は、その身分を明らかにし、関係者以外の入場者と区別するため、一定の記章又は腕章を必ず付けること。

エ 開票事務従事者は、開票参観人等に疑念を抱かれるような言動を厳に避けるよう留意すること。

(4) 開票所の設備等

ア 開票所の門戸には、必ず選挙区選挙と比例代表選挙の両選挙名を表示した標札を掲げておくこと。

イ 投票点検台等については、開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、高さや配置等を工夫すること。

ウ 参観人等が投票点検台等に近づくことがないように措置すること。

エ 選挙区選挙については、参観人、報道関係者の便宜のために各候補者の得票数を掲示する掲示板等を設けること。

また、比例代表選挙についても、可能な限り掲示を行うこと。

オ 開票所の照明については特に留意し、不測の停電等に備えて照明器具を必ず用意しておくとともに、必要に応じ、無停電装置等も準備しておくこと。

カ 参観人は、当該市町村の選挙人であることを要件とするので、受付簿を備え付け、その者の氏名、住所等を記入させること。

キ 複写機を利用できる開票所にあつては、開票結果一覧表を複写して参観人等に配布するなど、迅速に開票結果を有権者に知らせるよう配慮すること。

(5) 開票の開始

ア 開票管理者は、既に告示されている開票開始時刻になったら、選挙区選挙及び比例代表選挙の開票立会人がそれぞれ3人以上いること及び全ての投票区の投票箱（期日前投票所の投票箱を含む。）を受領し、異常のないことを確認の上、開票開始宣言をすること。

この場合、それぞれの開票立会人が3人に達しないときは、開票管理者は直ちに3人に達するまで、その開票区域内の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から選任すること。

イ 投票箱は全部を一度に開き、まず選挙区選挙と比例代表選挙との投票の分別を行い、その後、各投票区の投票の内容がわからないように混同すること。

この場合、開票管理者は仮投票、代理投票の仮投票並びに投票所で不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票及び在外投票がある場合は、当該投票の受理及び不受理を開票立会人の意見を聴いて決定しておくこと。

(6) 投票の処理

ア 投票の処理は、選挙区選挙を先に行い、その後に比例代表選挙を行うこと。

イ 投票の処理に当たっては、事前に開票立会人にその事務処理体系を説明の上、事務処理が迅速に行えるよう協力を得ること。

ウ 疑問票の判定に対処するため、事前に過去の実例及び判例を研究しておくとともに、比例代表選挙の投票の効力の判定方法についても、事前によく研究しておくこと。

エ 投票の効力は、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて、最終的に決定するものであること。

オ 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。

この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等によりその原因を

調査し、安易に「持ち帰りその他」等と処理することのないよう特に留意すること。

カ 開票管理者は、投票結果の確認が終わったときは、必ず各候補者及び名簿届出政党等の得票数を朗読又は掲示して、開票結果を参観人等に周知すること。

キ 比例代表選挙の投票の処理は、選挙区選挙の投票と混同する恐れが全くなくなったのを確認した上で開始すること。

ク 開票管理者は、開票が終了したときは、選挙区選挙及び比例代表選挙それぞれの開票録を正副2通作成し、開票立会人とともに署名すること。

3 投票及び開票速報

投票及び開票の速報並びに速報投票区の投票速報（該各市町村のみ）については、別途通知するところによるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 速報担当者

県への速報担当者は、投開票オンラインシステムに習熟しておくとともに、県からの電話確認等に的確に対応できるよう、投開票事務の進捗状況を常に把握しておくこと。

また、県との連絡が常時取れるよう体制を整備しておくこと。

(2) 速報の迅速性及び正確性の確保

速報の迅速性及び正確性の確保はもちろんのことであるが、報告に当たっては、必ず複数の者と数値の読み合わせを行うとともに、進捗管理を徹底すること。

4 選挙時登録者数及び当日有権者数等の報告

参議院選挙における選挙人名簿整理及び当日有権者数の報告については、「第25回参議院議員通常選挙における各種報告等について（通知）」（令和元年5月14日付201900034055号）及び「第25回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の整理（想定）について（通知）」（令和元年5月10日付第201900012109号）により通知しているところであるので、所定の様式により報告すること。

(1) 選挙時登録者数及び在外選挙人名簿登録者数については、公示日前日の正午までにファクシミリにより報告すること。

(2) 当日有権者数（在外含む。）については、選挙期日前日の正午までにファクシミリにより報告すること。

なお、当日有権者数には、住所移転により表示がなされている者も含まれるので注意すること。

5 開票録等及び確定報告書の検収

参議院選挙の開票録等の検収は7月22日に、確定報告書の検収は別途通知するところによりそれぞれ行う予定であること。（「第25回参議院議員通常選挙における各種報告等について（通知）」（令和元年5月14日付201900034055号））

6 その他

(1) 開票事務は、正確性が第一であることはもちろんであるが、その速報性についても報道機関、ひいては選挙人から要請されているところである。

他県等においても、近年、開票事務の迅速化に対する取組がさかんに検討、実践されているところであるので、各市町村においても、本通知及び別途配付の「開票事務取扱要領」によるほか、他団体の先進事例の取組をマニュアルに反映させたり、前回の衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙及び統一地方選挙をベースに時間短縮の目標を設定するなど、開票事務の迅速化に向けた取組を行うこと。

(2) 投票所は、選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適当な施設を選定して設けることとし、選挙人の便宜のため、例えば土足で出入りができるよう配慮すること。

(3) 投票所及び開票所は可能な限り1階に設けるとともに、床等に段差がある場合は、高齢者や歩行が困難な身体障がい者等の便宜のため、スロープを設置するなど適切な措置を講じること。

(4) 投票が円滑に行われるようにするため、投票所内の入口等に投票の順序、投票所の見取図を掲示するほか、投票所内においては、投票の順路についての案内や誘導をすること。

(5) 身体等に障がいがある選挙人に対しては、付添人も含めて、その対応には十分配慮すること。特に代理投票を行わせる場合には制度の趣旨を十分に説明し、丁寧な対応を行うこと。

(6) 投票所内における氏名等の掲示に当たっては、当該掲示事項について誤りのないよう万全を期すること。

また、投票所に虫めがねや老眼鏡を備え付けるなど、選挙人が氏名表、政党等名称等掲示の記載内容を容易に確認できるよう、可能な限り便宜を図ること。

(12)第25回参議院議員通常選挙において使用する諸物品の輸送計画について（通知）

第201900070401号
令和元年6月12日

各市町村選挙管理委員会事務局長 あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長

このことについて、下記のとおり送付（受渡し）しますので、別紙を参照の上、確実に受領していただきますよう

お願いします。

また、鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会事務局におかれましては、下記1の送付（受渡し）期日における担当者の派遣をお願いします。

なお、投票用紙の保管については、盗難、紛失、焼失等の事故がないように万全の措置を講じられることを特にお願いします。

- 1 送付（受渡し）期日
第1回 令和元年6月25日（火）
第2回 令和元年7月7日（日）
第3回 令和元年7月12日（金）
- 2 送付（受渡し）物品の種類 別紙1のとおり
- 3 送付（受渡し）物品の数量 別紙2のとおり
- 4 受渡し方法 別紙3のとおり
- 5 輸送計画 別紙4のとおり
- 6 留意点

諸物品の受渡しに当たっては、受領書を徴するので、担当職員は印章を持参すること。また、その際本人確認を行うので、身分証明書を提示すること。

別紙1

送付物品の種類

輸送区分	選挙啓発	番号	送付物品の名称	選挙区	比例	備考
第1回輸送 6/25 (火)	選挙物資	1	一般用投票用紙	○	○	
		2	船員不在者投票用紙	○	○	
		3	点字投票用紙	○	○	
		4	点字シール	○	○	
		5	不在者投票用外封筒（公印あり）	○	○	
		6	不在者投票用外封筒（公印なし）	○	○	
		7	郵便投票用外封筒（本人用）	○	○	
		8	郵便投票用外封筒（代理記載用）	○	○	
		9	不在者投票用内封筒	○	○	
		10	仮投票用封筒	○	○	
		11	不在者投票事務処理簿（一般）	○	○	
		12	不在者投票事務処理簿（在外）	○	○	
		13	不在者投票に関する調書（一般）	○	○	
		14	不在者投票に関する調書（在外）	○	○	
		15	在外投票に関する調書	○	○	
		16	期日前投票所投票録（一般）	○	○	
		17	期日前投票所投票録（在外）	○	○	
		18	不在者投票証明書用封筒	○		共用
		19	期日前投票宣誓書	○		〃
		20	不在者投票宣誓書・請求書	○		〃
		21	不在者投票証明書	○		〃
		22	投票用紙送付票	○		〃
		23	投票用紙及び投票用封筒精算書	○		〃
		24	郵便等投票証明書（本人用）	○		〃
		25	郵便等投票証明書（代理記載用）	○		〃
		26	選挙人名簿登録証明書	○		〃
第2回輸送 7/7 (日)	選挙公報	1	選挙公報	○	○	
第3回輸送 7/12 (金)	投票関係諸用紙	1	投票所投票録（一般）	○	○	
		2	投票所投票録（在外）	○	○	
		3	開票録	○	○	表紙を含む
		4	有効投票決定箋	○	○	
		5	無効投票決定箋	○	○	
		6	疑問票効力決定箋	○	○	
		7	按分票効力決定箋	○	○	
		8	得票集計表	○	○	

	等	9	政党名・名簿登載者氏名揭示(大)	○	×	
		10	政党名・名簿登載者氏名揭示(小)	○	×	
		11	点字候補者氏名票	×	○	当日分(期日前投票所分は別途送付)

別 途 輸 送 ・ 業 者 直 送	啓 発 物 資 ・ 選 挙 物 資 等	1	懸垂幕・横断幕	○		共用
		2	ポスター(県作成)	○		〃
		3	選挙のしおり(リーフレット)	○		〃
		4	ウェットティッシュ	○		〃
		5	ポスター(国作成)	○		〃
		6	点字パンフレット(国作成)	○		〃
		7	音声CD(国作成)	○		〃
		8	リーフレット(国作成)	○		〃
		9	立候補者申入書	○		〃(鳥取市、米子市のみ)
		10	点字候補者氏名票	○	×	期日前投票所分
		11	点字政党等名称等票	×	○	期日前投票所分 当日分

別紙2

第1回送付物品

選挙区

区分	1 一般用投票 用紙	2 船員用 不在者 投票用 紙	3 点字用投 票用紙	4 点 字 シ ー ル	5 不在者投 票用外封 筒(公印あ り)	6 不在者 投票用 外封筒 (公印な し)	7 郵便投票 用外封筒 (本人用)	8 郵便投 票用外 封筒(代 理記載 用)	9 不在者投 票用 内封筒	10 仮投票 用封筒
鳥取市	160,000	100	300	300	1,700	20	150	40	1,910	200
米子市	123,800		160	160	1,100		100	20	1,220	100
倉吉市	40,700		110	110	600		50	10	660	80
境港市	29,400	100	50	50	500	20	50	10	580	30
岩美町	10,400	100	30	30	100	20	10	5	135	50
若桜町	3,300		10	10	80		10	5	95	20
智頭町	6,500		10	10	90		10	5	105	20
八頭町	16,000		30	30	180		10	5	195	50
三朝町	5,900		50	50	110		10	5	125	50
湯梨浜町	15,000		50	50	210		10	5	225	30
琴浦町	15,400	100	20	20	220	20	10	5	255	40
北栄町	13,300		30	30	150		10	5	165	30
日吉津村	3,200		10	10	30		10	5	45	10
大山町	15,000		30	30	220		10	5	235	50
南部町	9,900		20	20	90		10	5	105	20
伯耆町	10,000		20	20	120		10	5	135	40
日南町	4,600		40	40	110		10	5	125	30
日野町	3,200		20	20	50		10	5	65	20
江府町	3,000		20	20	60		10	5	75	30
都市計	353,900	200	620	620	3,900	40	350	80	4,370	410
町村計	134,700	200	390	390	1,820	40	150	75	2,085	490
合計	488,600	400	1,010	1,010	5,720	80	500	155	6,455	900
予備										
(合計+予備)	488,600	400	1,010	1,010	5,720	80	500	155	6,455	900

区分	11 不在者投票 事務処理簿 (一般)	12 不在者投票 事務処理簿 (在外)	13 不在者投票 に関する調 書(一般)	14 不在者投票 に関する調 書(在外)	15 在外投票に 関する調書	16 期日前投票 所投票録 (一般)	17 期日前投票 所投票録 (在外)
鳥取市	50	5	50	5	5	450	50
米子市	90	5	90	5	5	100	50
倉吉市	50	5	50	5	5	100	50
境港市	40	5	40	5	5	0	50
岩美町	50	5	50	5	5	0	50
若桜町	20	5	20	5	5	0	50
智頭町	20	5	20	5	5	50	50
八頭町	40	5	40	5	5	100	50
三朝町	40	5	40	5	5	0	50
湯梨浜町	30	5	30	5	5	0	50
琴浦町	40	5	40	5	5	50	50
北栄町	30	5	30	5	5	50	50
日吉津村	10	5	10	5	5	0	50
大山町	40	5	40	5	5	100	50
南部町	20	5	20	5	5	0	50
伯耆町	30	5	30	5	5	50	50
日南町	30	5	30	5	5	0	50
日野町	20	5	20	5	5	0	50
江府町	30	5	30	5	5	0	50
都市計	230	20	230	20	20	650	200
町村計	450	75	450	75	75	400	750
合計	680	95	680	95	95	1,050	950

予備						50	50
(合計+予備)	680	95	680	95	95	1,100	1,000

比例代表

区 分	1 一般用投票 用紙	2 船員用 不在者 投票用 紙	3 点字用投 票用紙	4 点字 シール	5 不在者投 票用外封 筒(公印あ り)	6 不在者 投票用 外封筒 (公印な し)	7 郵便投票 用外封筒 (本人用)	8 郵便投 票用外 封筒(代 理記載 用)	9 不在者投 票用 内封筒	10 仮投票 用封筒
鳥取市	160,000	100	300	300	1,700	20	150	40	1,910	200
米子市	123,800		160	160	1,100		100	20	1,220	100
倉吉市	40,700		110	110	600		50	10	660	80
境港市	29,400	100	50	50	500	20	50	10	580	30
岩美町	10,400	100	30	30	100	20	10	5	135	50
若桜町	3,300		10	10	80		10	5	95	20
智頭町	6,500		10	10	90		10	5	105	20
八頭町	16,000		30	30	180		10	5	195	50
三朝町	5,900		50	50	110		10	5	125	50
湯梨浜町	15,000		50	50	210		10	5	225	30
琴浦町	15,400	100	20	20	220	20	10	5	255	40
北栄町	13,300		30	30	150		10	5	165	30
日吉津村	3,200		10	10	30		10	5	45	10
大山町	15,000		30	30	220		10	5	235	50
南部町	9,900		20	20	90		10	5	105	20
伯耆町	10,000		20	20	120		10	5	135	40
日南町	4,600		40	40	110		10	5	125	30
日野町	3,200		20	20	50		10	5	65	20
江府町	3,000		20	20	60		10	5	75	30
都市計	353,900	200	620	620	3,900	40	350	80	4,370	410
町村計	134,700	200	390	390	1,820	40	150	75	2,085	490
合 計	488,600	400	1,010	1,010	5,720	80	500	155	6,455	900
予備										
(合計+予備)	488,600	400	1,010	1,010	5,720	80	500	155	6,455	900

区 分	11 不在者投票 事務処理簿 (一般)	12 不在者投票 事務処理簿 (在外)	13 不在者投票 に関する調 書(一般)	14 不在者投票 に関する調 書(在外)	15 在外投票に 関する調書	16 期日前投票 所投票録 (一般)	17 期日前投票 所投票録 (在外)
鳥取市	50	5	50	5	5	450	50
米子市	90	5	90	5	5	100	50
倉吉市	50	5	50	5	5	100	50
境港市	40	5	40	5	5	0	50
岩美町	50	5	50	5	5	0	50
若桜町	20	5	20	5	5	0	50
智頭町	20	5	20	5	5	50	50
八頭町	40	5	40	5	5	100	50
三朝町	40	5	40	5	5	0	50
湯梨浜町	30	5	30	5	5	0	50
琴浦町	40	5	40	5	5	50	50
北栄町	30	5	30	5	5	50	50
日吉津村	10	5	10	5	5	0	50
大山町	40	5	40	5	5	100	50
南部町	20	5	20	5	5	0	50
伯耆町	30	5	30	5	5	50	50
日南町	30	5	30	5	5	0	50
日野町	20	5	20	5	5	0	50
江府町	30	5	30	5	5	0	50
都市計	230	20	230	20	20	650	200
町村計	450	75	450	75	75	400	750

合計	680	95	680	95	95	1,050	950
予備						50	50
(合計+予備)	680	95	680	95	95	1,100	1,000

各選挙共通

区分	18 不在者投票 証明書 用封筒	19 期日前投票 宣誓書	20 不在者投票 宣誓書 ・請求書	21 不在者投票 証明書	22 投票用紙 送付票	23 投票用紙 及び投票 用封筒精 算書	24 郵便等投票 証明書 (本人用)	25 郵便等投票 証明書 (代理記 載用)	26 引継書
鳥取市	350	32,000	500	20	120	120	100	20	50
米子市	200	5	1,100	200	60	60	100	20	50
倉吉市	60	15,900	600	60	35	35	50	10	10
境港市	130	13,900	520	130	20	20	50	10	140
岩美町	20	0	120	20	30	30	10	5	150
若桜町	20	1,500	50	20	15	15	10	5	10
智頭町	20	4,700	90	20	15	15	10	5	10
八頭町	30	7,300	180	30	30	30	10	5	10
三朝町	20	1,000	110	20	30	30	10	5	10
湯梨浜町	20	100	210	20	20	20	10	5	20
琴浦町	20	7,100	240	20	25	25	10	5	30
北栄町	30	500	150	30	30	30	10	5	10
日吉津村	20	1,600	30	20	5	5	10	5	10
大山町	30	8,200	220	30	30	30	10	5	10
南部町	30	4,800	90	30	15	15	10	5	10
伯耆町	40	5,700	120	40	25	25	10	5	10
日南町	20	300	110	20	20	20	10	5	10
日野町	20	1,500	50	20	15	15	10	5	20
江府町	20	1,700	60	20	20	20	10	5	10
都市計	740	61,805	2,720	410	235	235	300	60	250
町村計	360	46,000	1,830	360	325	325	150	75	330
合計	1,100	107,805	4,550	770	560	560	450	135	580
予備					50				
(合計+予備)	1,100	107,805	4,550	770	610	560	450	135	580

第2回送付物品

選挙公報

区分	1 選挙区	1-2 比例代表	備考
鳥取市	92,000	92,000	
米子市	66,000	66,000	
倉吉市	24,100	24,100	
境港市	16,800	16,800	
岩美町	5,100	5,100	
若桜町	1,500	1,500	
智頭町	3,100	3,100	
八頭町	6,600	6,600	
三朝町	2,900	2,900	
湯梨浜町	6,800	6,800	
琴浦町	6,900	6,900	
北栄町	5,700	5,700	
日吉津村	1,300	1,300	
大山町	6,500	6,500	
南部町	4,500	4,500	
伯耆町	4,600	4,600	
日南町	2,400	2,400	
日野町	1,700	1,700	
江府町	1,300	1,300	
都市計	198,900	198,900	
町村計	60,900	60,900	

合計	259,800	259,800	
予備	200	4,200	
(合計+予備)	260,000	264,000	

第3回送付物品
選挙区

区分	1 投票所投票録 (一般)	2 投票所投票録 (在外)	3 開票録 (表紙含)	4 有効投票 決定箋	5 無効投票 決定箋	6 疑問票 効力決定箋	7 按分票効 力決定箋	8 得票集計 表	11 点字候 補者氏 名票(当 日分)
鳥取市	230	4	4	500	500	200	10	130	92
米子市	180	4	4	1,000	800	150	10	60	43
倉吉市	80	4	4	0	0	20	0	0	22
境港市	50	4	4	1,400	200	100	10	0	12
岩美町	80	4	4	520	100	50	10	10	22
若桜町	40	4	4	160	100	50	10	10	9
智頭町	40	4	4	340	100	50	10	10	7
八頭町	80	4	4	770	150	150	10	30	18
三朝町	70	4	4	290	100	50	10	10	20
湯梨浜町	50	4	4	710	150	150	10	30	12
琴浦町	60	4	4	0	0	50	0	0	16
北栄町	50	4	4	0	0	20	0	0	12
日吉津村	10	4	4	130	100	50	10	10	1
大山町	70	4	4	740	200	150	10	30	19
南部町	40	4	4	300	50	50	10	10	9
伯耆町	60	4	4	480	150	150	20	20	15
日南町	50	4	4	240	100	50	10	10	12
日野町	40	4	4	150	70	20	10	10	9
江府町	50	4	4	140	100	50	10	10	13
都市計	540	16	16	2,900	1,500	470	30	190	169
町村計	790	60	60	4,970	1,470	1,090	140	200	194
合計	1,330	76	76	7,870	2,970	1,560	170	390	363
予備	140	24	24	130	80	60	10	10	
(合計+予備)	1,470	100	100	8,000	3,050	1,620	180	400	363

比例代表

区分	1 投票所投票録 (一般)	2 投票所投票録 (在外)	3 開票録 (表紙含)	4 有効投票 決定箋	5 無効投票 決定箋	6 疑問票 効力決定箋	7 按分票効 力決定箋	8 得票集計 表
鳥取市	230	4	4	3,000	500	200	100	250
米子市	180	4	4	3,000	800	150	10	60
倉吉市	80	4	4	0	0	50	0	0
境港市	50	4	4	1,400	200	100	10	0
岩美町	80	4	4	520	100	50	10	10
若桜町	40	4	4	160	100	50	10	10
智頭町	40	4	4	340	100	50	10	10
八頭町	80	4	4	770	150	150	10	30
三朝町	70	4	4	290	100	50	10	10
湯梨浜町	50	4	4	710	150	150	10	30
琴浦町	60	4	4	0	0	100	0	0
北栄町	50	4	4	0	0	100	0	0
日吉津村	10	4	4	130	100	50	10	10
大山町	70	4	4	740	300	600	200	250
南部町	40	4	4	300	50	50	10	10
伯耆町	60	4	4	480	200	200	100	20
日南町	50	4	4	240	100	50	10	10
日野町	40	4	4	150	70	20	10	120
江府町	50	4	4	140	100	50	10	10

都市計	540	16	16	7,400	1,500	500	120	310
町村計	790	60	60	4,970	1,620	1,720	410	530
合計	1,330	76	76	12,370	3,120	2,220	530	840
予備	140	24	24	130	80	80	50	20
(合計+予備)	1,470	100	100	12,500	3,200	2,300	580	860

区分	9 政党名・名簿登 載者氏名揭示 (大)	10 政党名・名簿登 載者氏名揭示 (小)
鳥取市	110	1,000
米子市	65	590
倉吉市	33	300
境港市	18	150
岩美町	33	220
若桜町	14	90
智頭町	11	70
八頭町	27	180
三朝町	30	160
湯梨浜町	18	120
琴浦町	24	160
北栄町	20	120
日吉津村	2	10
大山町	29	190
南部町	14	90
伯耆町	23	150
日南町	18	120
日野町	14	90
江府町	20	130
都市計	226	2,040
町村計	297	1,900
合計	523	3,940
予備	27	40
(合計+予備)	550	3,980

別途輸送物品

区 分	1 懸垂幕・ 横断幕	2 ポスター (県作成)	3 選挙のしお り (リーフレット)	4 啓発物資 (ウエット ティッシュ)	5 ポスター (国作成)	6 点字ポ ンレット (国作成)	7 音声CD (国作成)	8 リーフレット (国作成)
鳥取市	9	700	92,000	1,500	12	12	12	3,000
米子市	1	350	65,000	1,000	4	4	4	200
倉吉市	2	380	23,000	1,000	4	4	4	1,000
境港市	1	130	16,300	500	3	3	3	100
岩美町	1	160	5,100	200	2	2	2	200
若桜町	1	100	1,400	100	2	2	2	50
智頭町	0	90	3,100	300	2	2	2	300
八頭町	3	160	6,500	500	4	4	4	500
三朝町	1	150	2,900	300	2	2	2	100
湯梨浜町	3	150	6,700	300	4	4	4	200
琴浦町	2	150	7,000	300	3	3	3	200
北栄町	1	180	5,700	200	3	3	3	100
日吉津村	1	15	1,300	200	2	2	2	50
大山町	3	180	6,500	600	4	4	4	100
南部町	2	100	4,500	200	3	3	3	500
伯耆町	2	120	4,600	300	3	3	3	100
日南町	1	100	2,300	150	2	2	2	100
日野町	2	80	1,700	100	3	3	3	50
江府町	1	100	1,300	100	2	2	2	100
都市計	13	1,560	196,300	4,000	23	23	23	4,300
町村計	24	1,835	60,600	3,850	41	41	41	2,650
合 計	37	3,395	256,900	7,850	64	64	64	6,950
予備								
(合計+予備)	37	3,395	256,900	7,850	64	64	64	6,950

区 分	9 立候補者 申入書	10 点字候補 者氏名票 (選挙区) (期日前 投票所分)	11 点字政党 等名称等 票(比例 代表) (期日前 投票所分)	12 点字政党等 名称等票 (比例代表) (当日分)
鳥取市	2	15	15	92
米子市	2	7	7	43
倉吉市	0	8	8	22
境港市	0	6	6	12
岩美町	0	6	6	22
若桜町	0	6	6	9
智頭町	0	7	7	7
八頭町	0	8	8	18
三朝町	0	6	6	20
湯梨浜町	0	6	6	12
琴浦町	0	7	7	16
北栄町	0	8	8	12
日吉津村	0	6	6	1
大山町	0	8	8	19
南部町	0	6	6	9
伯耆町	0	7	7	15
日南町	0	6	6	12
日野町	0	6	6	9
江府町	0	6	6	13
都市計	4	36	36	169
町村計	0	99	99	194

合計	4	135	135	363
----	---	-----	-----	-----

別紙3

受渡方法

※物資の受渡しにおける注意事項

受渡しに当たっては、受領書を徴するので、担当職員は印章を持参すること。また、その際本人確認を行うので、身分証明書を提示すること。

1 第1回輸送【投票用紙等】

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会に対しては、県庁第二庁舎第33・34会議室で、午前9時から9時30分までの間に受渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

2 第2回輸送【選挙公報】

(1) 選挙公報（選挙区）

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会に対しては、日ノ丸印刷（株）東郷工場（鳥取市本高421-8）で、午前8時30分から9時までの間に選挙公報（選挙区分）の受渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

(2) 選挙公報（比例代表）

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会に対しては、（株）新日本海新聞社製作センター（鳥取市五反田町12-3）で、午前8時30分から9時までの間に選挙公報（比例代表分）の受渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

3 第3回輸送【投開票関係諸用紙等】

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会に対しては、県庁第二庁舎第22会議室で、午前9時から9時30分までの間に受渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

別紙4

輸送計画

○下記の日程と時間は変更になることがあります。

(1) 日程

輸送の名称	輸送日	輸送方法
第1回輸送	令和元年6月25日（火）	県庁出発
第2回輸送	令和元年7月7日（日）	印刷業者出発
第3回輸送	令和元年7月12日（金）	県庁出発

(2) 行程

○各回とも上記日程により物資輸送を行う予定です。

○経路等を変更する場合もあります。

予定時間	受渡場所	受渡市町村
9:00	第1、3回は県庁出発 第2回は印刷業者出発	(トラックは、8:00 県庁第二庁舎玄関着) (トラックは、8:30 印刷業者着)
9:40～10:00	湯梨浜町役場	湯梨浜町
10:10～10:30	倉吉市役所	倉吉市、三朝町
11:00～11:20	北栄町役場	北栄町
11:30～11:50	琴浦町役場	琴浦町
12:50～13:10	大山町役場	大山町
13:20～13:40	日吉津村役場	日吉津村
13:50～14:10	米子市役所（第2回は合同印刷株式会社）	米子市、境港市
14:20～14:40	伯耆町役場	南部町、伯耆町
15:00～15:20	江府町防災情報センター	江府町
15:40～16:00	日野町役場	日南町、日野町

(13) 第25回参議院議員通常選挙における投票速報実施要領の制定について(通知)

第201900068722号
令和元年6月11日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

令和元年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙の投票速報及び開票速報については、別添の「第25回参議院議員通常選挙 投開票速報実施要領」により実施しますので通知します。

ついては特に下記事項に注意して、この速報が迅速かつ的確に行われますようお願いいたします。

記

1 一般的事項

- (1) オンライン用端末の時計を正確な時刻に合わせておくこと。
- (2) 入力は、必ず入力担当者以外の者との読み合わせにより行うこと。
- (3) 送信者は、メール送信した後、県選管からの「受信確認メール」を確認すること。
- (4) 投票連絡責任者は、県選管に予め報告した連絡用電話が受け取られるよう常時待機態勢を整えておくこと。
- (5) 送信は、迅速かつ正確に行い、決して忘れてたり遅れたりすることのないようにすること（速報事務に大きな混乱をもたらすと同時に、報道機関への公表にも影響するため。）。
- (6) 無効投票についても、速報を入れる必要があるため、注意すること。

2 投票速報

期日前投票及び不在者投票を含むものであるため、十分に注意すること。

3 開票速報

(1) 選挙区選挙

ア 開票速報には、各市町村が開票を終了した後に行う「確定報」と開票の中間状況を速報する「中間報」（4市のみのみ）の2種類があること。

イ 4市の中間報については、21時30分から30分おきに速報を入れること。

（例：21時30分については、21時20分から30分の間に報告）

なお、中間報は「開票率0」の場合でも必ず行うこと。

(2) 比例代表選挙

開票速報は、選挙区選挙と同様であること。ただし、中間報は行わないものであること。

4 無効投票速報

(1) 無効投票速報は、比例代表の開票速報（確定報）に引き続きファクシミリにより行うこと。

(2) 速報に当たっては、別添の「参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙無効投票速報発信票」及び「参議院比例代表選出議員選挙無効投票速報発信票」により行うこと。

なお、速報の際は、併せて無効投票率

$$\left[\frac{\text{無効投票速報発信票「合計」}}{\text{開票速報「投票総数」}} \right] \text{も速報すること。}$$

この場合の無効投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めること。

5 訂正報

(1) 訂正報告については、訂正後の数値を入力したチェックリストを印刷の上、その余白に訂正理由を記入し、訂正箇所の当該数字の前に○印をつけ、右上に「訂正後」と記入する。訂正前の数字が入った旧チェックリスト右上に「訂正前」と明記したものと併せて、県選管にファクシミリ送信すること。

(2) ファクシミリ送信後、直ちに、電話により訂正を行う旨と訂正を行う理由を報告すること。

(3) 県選管からの指示を受けた上で、メールを送信すること。

6 オンライン不通時等の速報

(1) 機器の故障等でオンラインによる報告ができない場合の報告については、ファクシミリにより実施すること。

(2) 不通時に備えて、データを入力していない空の帳票を予め印刷して準備しておくこと。

(14) 第25回参議院議員通常選挙における推定投票率速報要領の制定について(通知)

第201900060249号

令和元年6月11日

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、八頭町、琴浦町、大山町、日南町選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

令和元年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙における速報投票区の投票状況に係る速報については、別添の「第25回参議院議員通常選挙推定投票率速報要領」により実施しますので、特に下記事項に注意して、この速報が迅速かつ的確に行われますようお願いいたします。

記

- 1 投票期日の9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分及び20時の各現在時における速報を行うこと（計13回）。
- 2 速報時刻には、貴委員会に対して電話により定時照会を行うので、速報責任者は、速報時刻の10分前現在で投票者数を確認し、電話口で待機すること。
- 3 報告に使用する様式
別添のとおり。

(15) 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙立候補予定者説明会交付資料一覧表

品目	数量
1 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出）	2
2 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙候補者届出書（推薦届出）	2
3 立候補届出事務代行証明書（本人届出）	2
4 立候補届出事務代行証明書（推薦届出）	2
5 候補者推薦届出承諾書	2
6 宣誓書	2

7	通称認定申請書	2
8	選挙人名簿登録証明書交付申請書	4
9	選挙人名簿登録証明書	4
10	物品交付希望調書	1
11	選挙事務所設置届出書	6
12	選挙事務所異動届出書	10
13	選挙事務所（設置・異動）承諾書	10
14	候補者推薦届出者代表者証明書	10
15	出納責任者選任届出書	2
16	出納責任者異動届出書	2
17	出納責任者（選任・解任）承諾書	2
18	出納責任者職務代行開始届出書	2
19	出納責任者職務代行終止届出書	2
20	個人演説会開催申出書	50
21	個人演説会開催申出の撤回申出書	10
22	開票立会人となるべき者の届出書	50
23	（開票立会人となることの）承諾書	50
24	選挙立会人となるべき者の届出書（選挙会）	2
25	選挙立会人となるべき者の届出書（選挙分会・鳥取県）	2
26	選挙立会人となるべき者の届出書（選挙分会・島根県）	2
27	（選挙立会人となることの）承諾書	6
28	政見放送申込書	6
29	候補者経歴書	6
30	選挙公報掲載申請書	2
31	選挙公報掲載撤回申請書	2
32	選挙公報掲載文修正申請書	2
33	選挙公報掲載文原稿用紙	3
34	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	10
35	自動車燃料代確認申請書	10
36	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	10
37	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	10
38	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	10
39	請求書（選挙運動用自動車の使用）	20
40	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）	10
41	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合、自動車借入）	10
42	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合、燃料代）	10
43	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合、運転手）	10
44	ポスター作成契約届出書	5
45	ポスター作成枚数確認申請書	5
46	ポスター作成証明書	5
47	請求書（ポスターの作成）	5
48	請求内訳書（ポスターの作成）	5
49	ビラ作成契約届出書	5
50	ビラ作成枚数確認申請書	5
51	ビラ作成証明書	5
52	請求書（ビラの作成）	5
53	請求内訳書（ビラの作成）	5
54	選挙運動用ビラ証紙交付申請書	5
55	選挙運動用ビラ届出書	5
56	通常葉書作成契約届出書	5
57	通常葉書作成枚数確認申請書	5
58	通常葉書作成証明書	5
59	請求書（通常葉書の作成）	5
60	請求内訳書（通常葉書の作成）	5
61	選挙事務所用立札・看板作成契約届出書	5
62	選挙事務所用立札・看板作成枚数確認申請書	5
63	選挙事務所用立札・看板作成証明書	5
64	請求書（選挙事務所用立札・看板の作成）	5
65	請求内訳書（選挙事務所用立札・看板の作成）	5

66	自動車等取付用立札・看板作成契約届出書	5
67	自動車等取付用立札・看板作成数確認申請書	5
68	自動車等取付用立札・看板作成証明書	5
69	請求書（自動車等取付用立札・看板の作成）	5
70	請求内訳書（自動車等取付用立札・看板の作成）	5
71	個人演説会場用立札・看板作成契約届出書	5
72	個人演説会場用立札・看板作成数確認申請書	5
73	個人演説会場用立札・看板作成証明書	5
74	請求書（個人演説会場用立札・看板の作成）	5
75	請求内訳書（個人演説会場用立札・看板の作成）	5
76	政見放送用の録音・録画の契約届出書	5
77	政見放送用録音・録画証明書	5
78	請求書（政見放送用の録音・録画）	5
79	請求内訳書（政見放送用の録音・録画）	5
80	（報酬を支給する者の）届出書（甲）	10
81	（報酬を支給する者の）届出書（乙）	30
82	選挙運動費用収支報告書 収入（その1）	10
83	選挙運動費用収支報告書 収入（その2）	10
84	選挙運動費用収支報告書 収入（その3）	10
85	選挙運動費用収支報告書 支出（その1）	20
86	選挙運動費用収支報告書 支出（その2）	10
87	収支報告書記載上の注意事項	1
88	領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（その1）	5
89	領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（その2）	5
90	振込明細書に係る支出目的書	20
91	会計帳簿の様式（その1）	1
92	会計帳簿の様式（その2）	1
93	寄附金控除のための確認申請書	1
94	寄附金（税額）控除のための書類	1
95	候補者用通常葉書使用証明書（見本）	1
96	選挙運動用通常葉書差出票（見本）	1
97	新聞広告掲載証明書（見本）	1
98	新聞広告掲載承諾通知書（見本）	1
99	公職の候補者旅客運賃後払証（見本）	1
100	第24回参議院議員通常選挙事務処理日程表（鳥取県）	1
101	参議院議員通常選挙執行計画（島根県）	1
102	参議院選挙の手引	1
103	参議院議員通常選挙（参議院鳥取県及び島根県選挙区）候補者の手引	1
104	出納責任者の手引	1
105	選挙運動用自動車等で街頭演説等を行う場合の道路交通法上の取扱いについて	1
106	各種契約書の書式例	1
107	候補者届出書等記載例	1
108	選挙公営に関する手続き等の注意事項	1
109	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における公営の単価等	1
110	点字版「選挙のお知らせ」製作のために	1
111	個人演説会を開催することができる公営施設の指定一覧表	1

(16) 参議院議員通常選挙政党等関係交付資料一覧

	品目	数量
1	選挙事務所設置届（名簿届出政党等用）	6
2	選挙事務所異動届（名簿届出政党等用）	6
3	選挙事務所設置届（候補者用）	6
4	選挙事務所異動届（候補者用）	6
5	選挙立会人となるべき者の届出書・承諾書（比例代表）	各2
6	開票立会人となるべき者の届出書・承諾書（比例代表）	各30
7	個人演説会開催届出書	6
8	個人演説会開催届出書の撤回届出書	6